

入札監理小委員会 第436回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第436回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年10月28日（金）14:00～17:12

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 総合オンラインシステム（平成30年基盤更改後）の運用業務（(独)住宅金融支援機構）
- 政府認証基盤の運用・保守業務（総務省）
- 厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務（厚生労働省）

2. 事業評価（案）の審議

- 国際協力人材センター運営及びPARTNERシステム再構築・運用保守業務（(独)国際協力機構）

3. 実施要項（案）の審議

- 空港有害鳥類防除業務（国土交通省）
- 東京国際空港施設保全関係支援業務委託（国土交通省）

4. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、梅木副主査、若林専門委員、早津専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（(独)住宅金融支援機構）

情報システム部 総合オンラインシステムグループ

石井グループ長、長尾推進役、石川調査役、宇賀治副調査役

（総務省）

行政管理局 行政情報システム企画課

稲垣室長、小高課長補佐、山口係長、亀本係長

(厚生労働省)

政策統括官付 情報システム管理室 後閑室長、清本室長補佐、伊藤係長
〃 情報化担当参事官室 伊藤C I O補佐官、小貫室長補佐

((独)) 国際協力機構

国際協力人材部 高島部長、稲村次長、永瀬企画役
情報システム室 山王丸課長

(国土交通省)

航空局 交通管制部 運用課 遠藤課長、水溜調整官、田村係長
〃 安全部 空港安全・保安対策課 坂課長、猪岡課長補佐、大久保専門官

(事務局)

栗原参事官、新井参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから、第436回入札監理小委員会を開催いたします。

本日、議題が多うございまして、まず独立行政法人住宅金融支援機構の総合オンラインシステム（平成30年基盤更改後）の運用業務の実施要項（案）、総務省の政府認証基盤の運用・保守業務の実施要項（案）、厚生労働省の厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務の実施要項（案）、4番目になりますが、独立行政法人国際協力機構の国際協力人材センター運営及びPARTNERシステム再構築・運用保守業務の事業評価（案）、5番目に、国土交通省の空港有害鳥類防除業務（新千歳空港・函館空港）の実施要項（案）、最後、6番目に、国土交通省の東京国際空港施設保全関係支援業務委託の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、独立行政法人住宅金融支援機構の総合オンラインシステム（平成30年基盤更改後）の運用業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人住宅金融支援機構情報システム部総合オンラインシステムグループ、石井グループ長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○石井グループ長 住宅金融支援機構情報システム部の石井と申します。今回、このような機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

冒頭に、私のほうから、今回の市場化テストに参加する目的について説明をさせていただきます。

今回は、システムの運用を調達するものですが、対象のシステムは、住宅金融支援機構のいわゆる基幹システムでございます。つまり、我々の主力事業であるフラット35、災害住宅融資といったものの申し込みから審査、資金実行、割賦金計算、延滞管理に至るまでを総合的に取り扱うシステムとなっております。

また、全国約600の金融機関とのオンライン接続、返済中のお客様から、インターネット経由で、繰り上げ返済を受け付ける仕組み等を有しておりまして、大規模かつ多様に満ちた構成となっております。

システムの稼働は、住宅金融公庫時代の平成12年でございまして、既に運用開始から15年が経過しておりますけれども、調達については、一者応札が続いておりまして、従来の運用を繰り返すのみで、進歩がございません。真の意味での競争を促進し、入札本来の目的である低価格・高品質のシステム運用を実現することが、今回の市場化テストに参

加した目的です。

実は、現在、システム基盤の更改にあわせて、ホストコンピューターを廃止して、基盤を全面的にサーバー化するというようなシステム開発を行っている最中でございまして、これを機に、システム運用についても、全面的に設計を見直し、標準化を進めております。これにより、1,200を超える詳細な運用手順書を作成しまして、新規事業者でも容易に実施できるよう配慮しております。

また、従来はアプリケーションの保守ですとか、一部の基盤、回線の提供といったような業務についても、運用の業務の中に含めておりましたけれども、今回より分離をしておりますので、参加しやすい条件が整ったと考えております。

委員の先生方にご意見をいただきながら、また、この市場化テストを通じて、広く周知されることで、競争性を高めた入札をぜひとも実現したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、実施要項の内容につきましては、担当の長尾のほうから説明をいたします。

○長尾推進役 実施要項（案）の詳細については、私、住宅金融支援機構情報システム部の長尾のほうからご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、実施要項（案）の説明に入る前に、本日お配りさせていただいている資料の参考資料の概要説明資料のほうで、概要のほうをご説明させていただきます。

右上のほうに記載のありますとおり、本件システムは、本件事業者が準備しました運用拠点から、本番環境、試験環境及び被災時のバックアップ環境にリモート接続をして、運用を行っていくという形で考えております。

なお、メインセンター、バックアップセンター、サーバー機器及び回線については、既に調達済みであり、平成30年1月に向けて、現在、構築のほうを進めているところであります。

それでは、次に、実施要項（案）の内容について、説明をさせていただきます。資料の3ページをごらんいただけますでしょうか。

1の趣旨については、記載のとおりです。説明のほうは割愛させていただきます。

3ページ目の2、本件業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項の（1）の本件システムの概要については、冒頭、石井のほうから説明のあったとおりです。こちらも、説明を割愛させていただきます。

4ページ目の（2）本件業務の概要を説明させていただきます。本件調達で委託する主

な業務についてですけれども、1つ目が運用統括業務になります。対象システムの運用・保守は、本件事業者、アプリケーション保守事業者、基盤提供事業者、回線事業者と複数の事業者がかかわっていきます。そのため、運用全体を統括し、機構及び各事業者との調整ですとか、取りまとめ及びコントロールを主導的に推進していく業務というものを要件としております。

2つ目が、システム運用業務になります。システムの監視業務、パッチ適用業務、定期パスワードの変更業務に代表される業務になります。こちらは、世間一般のシステムの運用業務として、行っている業務になります。

3つ目が、業務運用です。引き落としデータ状況確認業務、媒体スケジュール作成業務、ユーザーID登録業務、金利テーブル変更業務に代表される業務で、業務アプリケーションで対応し切れない機能を補完する運用業務になっております。当該業務は、世間一般のシステムにはない機構業務にかかわる業務でして、中には金利変更ですとか、割賦金計算等、金融機関の基礎知識が必要な業務もございます。

4つ目が、サービスデスク業務です。利用者からの問い合わせ対応ですか、各種申請受け付けを行うサポートセンター業務と、システムの運用に関して、関係者との連絡窓口を行う業務になります。

その他、実施要項に記載のありますとおり、並行稼働期間中の一時的な運用業務、パンチ業務、プリント業務等を委託する予定でございます。

次に、6ページ目の（3）本件業務の引き継ぎについて説明いたします。引き継ぎについては、現在運用している現行請負者からの引き継ぎと、機構が指定する事業者からの引き継ぎの2つの引き継ぎがございます。

引き継ぎに当たっては、当然、機構も間に入りまして、引き継ぎ元事業者と本件事業者との間で円滑に引き継ぎが進むよう、調整してまいります。

また、引き継ぎに係る費用は、全て機構が負担することとしております。

また、契約終了後の次回請負者の引き継ぎについても、今回の役務の内容としており、この費用についても、本件調達のほうに含めております。

次に、6ページ目の（4）確保されるべき本件業務の質については、4点挙げております。

1つ目のオンライン稼働率99.9%以上確保についてですけれども、本件業務には、システムの障害検知、障害時の一時対応としての各事業者への連絡という業務が含まれてお

りまして、この対応の遅延によって、停止時間が増えることも想定されるため、本件業務に、この要件をかけているところです。

2つ目のサポートセンター利用者アンケートで、「満足」以上が80%以上についてですけれども、利用者である金融機関等に、サポートセンターの対応状況を、「非常に満足」、「満足」、「やや不満」、「不満」から選択してもらって、アンケートの結果を踏まえて、サービス改善へとつなげていくものです。

3つ目の個人情報漏えい事案発生時の事案報告30分以内についてですけれども、当然、情報漏えい事案を起こさないということが大前提ではございますけれども、仮に個人情報漏えい事案が発生した際には、迅速な対応が求められるため、当該この要件を掲げているところになります。

4つ目は、操作端末に関する問い合わせの当日中の回答率は、95%以上となっております。

続きまして、7ページ目の(6)契約及び支払いに関する事項、及び8ページ目の3、実施期間に関する事項についてですけれども、本件の契約内容は、業務請負契約としております。

契約期間については、平成29年6月下旬から平成34年12月までの期間を予定しております。

平成29年12月までは、主に引き継ぎ業務を行いまして、平成30年1月から平成34年12月までの5年間は、本番運用業務を行っていきます。

また、本件システムの基盤更改に当たって、機器更改前のシステムと機器更改後のシステムの並行稼働を行いますので、平成29年10月から平成30年3月までの間、並行稼働に伴う一時的な運用業務を行います。

また、今回の契約では、システムのライフサイクルに合わせて、契約期間を設定しておりますけれども、利用している機器の利用機器の延長、利用期間の延長に伴って、運用期間の延長をする可能性もあるため、延長の可能性についても記載しているところです。

次に、8ページ目の4、入札参加に関する事項ですけれども、入札参加資格については、個々の条件について説明を割愛しますけれども、本件システムの重要性に鑑みまして、品質を維持していくために必要な要件を課しております。特定の事業者しか持っていないような資格要件ですとか、新規事業者の参入を狭めるような要件は特段ございません。

なお、(7)の管理者等が外国人の場合の要件を記載しておりますけれども、当該要件に

については、過去、機構の調達で、外国企業が落札しまして、コミュニケーション等の問題で、納期までに作業が完了しなかったという過去がございまして、この再発防止策として、当該要件を入れているところです。こちら、特定の事業者を排除することを目的としたものではございません。

なお、共同事業体による参加も可能としております。

次に、9ページ目の5、入札に参加する者の募集に関する事項についてですけれども、現時点では、入札公告を平成29年3月、提案書の提出及び評価を4月末から5月にかけて行い、5月末に開札及び落札予定者を決定する予定となっております。

機構の思いとしては、引き継ぎ期間により時間を取りたいと考えておりますので、可能な限り前倒しをして、進めたいと考えております。

次に、10ページ目の6、本件業務を実施する者を決定するための評価の基準、その他、本件業務を実施する者の決定に関する事項です。

評価方法については、価格点と技術点の合計で評価する総合評価方式で行います。価格点と技術点の比率は1対1としております。

12ページ目の7、本件業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項以降につきましては、主なポイントだけ説明させていただきます。

7、本件業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項につきましては、27ページ目から31ページ目に記載してありますので、説明のほうは割愛させていただきます。

12ページ目の8、本件業務を実施する民間事業者に使用させることができる財産に関する事項についてですけれども、機構側に常駐する要員の設備等を除いて、全て本件事業者が、施設、設備等を準備するものとしております。

13ページ目の9、民間事業者が機構に対して報告すべき事項の項目についてですけれども、主なポイントとしては、15ページ目のエの（ア）に記載のあります瑕疵担保について、13カ月の要件をかけているところです。

また、16ページ目の機器更新等の際における民間事業者への措置についてですけれども、本件契約期間が長期にわたること、また、機構の業務特質上、国の経済政策による制度改正の頻度が非常に高いことを踏まえまして、契約変更の可能性がある事項について記載しております。

主な事項としては、（イ）契約期間中にシステム更改が発生したとき、（オ）組織変

更や制度改正等により、本件業務の業務内容に大幅な変更の必要性が生じたとき、(キ)セキュリティ対策の強化等により、業務内容に変更が生じたときとなります。

次に、19ページ目の10から12の項目に関する事項につきましては、時間の関係上、説明のほうは割愛させていただきます。

最後に、参考資料、契約状況等の推移の資料のほうをごらんいただけますでしょうか。直近の契約は3年契約ですけれども、その前は単年度契約として、総合評価方式による一般競争入札で行っておりました。

競争参加資格は、過去、A、B、C等級で行っていましたけれども、直近3回については、記載にあるとおり、全等級で行っております。

また、備忘に記載のとおり、平成29年度分については、現在、本公示準備中であり、11月に公示予定です。単年度での調達を予定しておりますけれども、契約期間が本件と一部重複しているのは、システム更改に伴う並行稼働期間とシステム更改前の撤去作業を役務として入れているためです。

競争性改善の取り組みにつきましては、工事日数を延ばしている状況ではありますけれども、複数応札への改善にはつながっておりません。

入札不参加に対するヒアリング状況及び結果で記載のとおり、アプリケーション保守等の運用以外の業務を含めて調達となっていることが影響しているようです。

冒頭、石井から説明のありましたとおり、今回より、それらの調達を分離しておりますので、参加しやすい条件が整ったと考えております。

○石井グループ長 説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○長尾推進役 お願いします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございました。

もうちょっとお聞きしたいんですけれども、現状のこのシステムを、どこの会社が開発したのかということと、これまで受託しているHS情報システムズという会社が、そういう開発など、そういった経緯にどういうふうにかかわってきたということについて教えてください。

○石井グループ長 開発したのは、ここに記載のHS情報システムズ、現行の運用をやっ

ている会社でございます。開発したところが、そのまま運用も引き続きやっているという状況でございます。

○井熊副主査 これは、そこに競争性を働かそうということで、今回、業務自体にすごく特殊性があるということではなくて、業務の規模が非常に大きいというようなことで、昨今、人手不足もありまして、特にこのIT分野に関しては、人を集めるということが非常に大きな負担になる。

仮に入札公告が3月の上旬に行われて、4月の下旬に提出期限があると。1カ月半の間に、ここの記載にあるような常駐50人を超えるようなスタッフを集められる会社は、非常にまれだと思います。

やはり、そういった意味では、正式な公告期間をできるだけ延ばすということとともに、何らかの方法で、こういうことをやりますということ、いろいろな業者に周知していくということと、最近、オンラインでも技術が進んでいるわけですから、常勤をできるだけ求めない合理的な理由があれば、業務はオンラインでも十分できるようなことをやらせたほうがいいんじゃないか、そういうような規定をどこかに入れたほうがいいんじゃないかと思います。

総合評価を見ますと、引き継ぎのところの加点がちょっと高過ぎるんじゃないかと思っております。これだと、現行業者が圧倒的に有利になってしまうので、先ほど言われたように、相当手を入れて、運用手順書を書かれているということもあるので、むしろここは、機構がそのところの引き継ぎに関しては、十分関与するなどをして、この引き継ぎの部分の加点も、できる限り小さくしていくということが必要なのかなと思います。

あとは日本語の問題なんですけど、9ページの4の(11)のところ、一番最後のところに、また代表者又は構成員は(5)から(6)と書いてあるんですが、日本語的には、(5)から(6)については、代表者又はいずれかの構成員が満たすことという意味ですよ。

○石井グループ長 わかりました。ありがとうございます。

常勤のところにつきましては、システムの運用、オペレーションする者については、常勤か非常勤かということは要件にしておりませんので、そこは、もし常勤のように誤解されるような記載になっているのであれば、そこは改めて見直した上で、非常勤でも大丈夫だということには要件にしたい。

○井熊副主査 これは89ページの情報開示のところに関しても、今おっしゃられたよう

なことが、誤解がないように示したほうがいいんじゃないかと思います。

○石井グループ長 わかりました。

○石堂主査 今回のページで、ついでは失礼ですけども、その上のところに、従来の実施に要した経費という項目があるんですけども、これは、下の注にあるように、今回から外した部分を含んだ金額ですと、わざわざ書いてあるんですね。

○石井グループ長 そうです。はい。

○石堂主査 そうすると、これは、プロだったら、これらが抜ければ、どのくらい金額が減るかは常識的にわかるんだということかもしれないけれども、それは、こちらのポンチ絵のほうで、今後の金額規模が、5年間で数十億円ということをやっていると、差し引きすると、ほぼ半減するくらいの業務の減少だということまでは書けるんじゃないかと思うんです。

要するに、詳細の数字を書くべきだということではないんですけども、かなり大がかりに業務は減るんだということが、この金額ベースで見たら、どのくらい減るということ、機構のほうがこういうふうに捉まえているのであれば、それを表示する必要があるんじゃないかと思うんです。その辺はいかがですか。

○長尾推進役 まず、こちらの資料の現行の経費につきまして、分割することについては、事前に事務局の方からお話があったんですけども、現在、請負業務という形でやっておりまして、機構のほうで正確な数字の把握ができないということが、まず実情であります。

ただ、下の大きな2番のところに、従来の実施に要した人数というところは記載しておりますので、これが、今、現行、運用部分に特化してかかっている要員の人数の目安になりますので、システム更改後の要員が、ぴったりこのままということではないんですけども、一つ、現行で働いている要員の目安は提示できているのかと。

ただ、システム更改後は、先ほど来、話がありましたとおり、手順書を1,200超つくっておりますというところもありますし、運用を標準化しているというところもありますので、この要員そのままでなくて、この要員よりは減っていくというところは、機構のほうでは考えているところです。

○石井グループ長 よろしいですか。

○石堂主査 どうぞ。

○石井グループ長 あわせて、つくった手順書の手順一つ一つについて、どれぐらいの頻

度で発生するのか、仕事量についても明確に。今回の資料にはおつけできてないんですけども、添付資料では、きちんと明確にしていけますので、そこは、システム会社であれば、どれぐらいの時間、人がかかるかということがわかるような資料を提示していきたいと思っております。

○石堂主査 そういう意味では、ちょっとしつこいようですけども、そういうものから読み取ってもらいたいということを、書くかどうかになってきますかね。

○石井グループ長 はい。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○若林専門委員 先ほど引き継ぎの話が出たと思うんですけども、同じく引き継ぎについて、6 ページのところで、引き継ぎの経費は入札価格に含めるということになっているんですけども、素人目から見ると、引き継ぎは、一応、詳細なマニュアルなどがおありになるということではあるんですけども、相手方も前任者というんでしょうか、いることで、なかなか事前に積算するということは難しいのかなという印象を受けたんです。

それは、通常、この業界にいれば、引き継ぎは大体この程度だよねという、大体の価格の水準があるのでしょうか。

○長尾推進役 そうですね。引き継ぎに関しましては、本工事の際には、先ほど石井のほうからも説明のありましたとおり、詳細な手順書、つくっている手順書のほうも、まず開示していきます。その手順書のボリュームですとか、あとは、想定のものではありますけれども、先ほどお話のありました業務の頻度ですとか、作業時間といったものも示していきますので、そういったもの、詳細な資料を見れば、引き継ぎに大体どれぐらい時間がかかるかといったところも、事業者であれば、十分見込めるかなと考えております。

○石井グループ長 期限も示しておりますし、引き継ぎの手順についても、ドキュメントベースで、引き継ぎを受けた後に、実機で習熟してくださいといった手順も示しておりますので、積算は可能かと考えております。

○若林専門委員 なるほど。わかりました。

もう一つ、事前の情報開示についてなんですけれども、先ほど履行期間の延長の可能性ということで、私は聞き逃したのかもしれないんですけども、履行期間延長の可能性のある期間は、どれぐらいかということは示されるんでしょうか。

○長尾推進役 現時点では、どれぐらい延長する可能性があるかという部分に関しては、

示す予定はございません。

どれぐらい延びるかというところが、実は機構のほうでも、まだ現時点で想定できているわけではなくて、今、5年間で想定しているんですけれども、また、次回、基盤の更改ですとか、システムの何かしらの更改をやる必要性が生じてくる可能性もある。

そのときに、ある時期に来て、この時期からだとか、間に合いそうにないから、機器の延長を一旦した上で、例えば、今回のようなシステムの基盤の更改をして、次回の運用調達をやっていくということも想定されます。

ただ、今の時点で、それをどれぐらい延ばす可能性があるかといった部分については、現時点では、まだ想定できていないものですから、今の書きぶりとしましては、そういう可能性がある。

ただ、当然、ご心配のところとしては、それだと、事業者のほうが見込めないんじゃないかというところがあるかとは思いますが、契約の中で、その辺は相手方と協議をさせていただいて、当然、機構さん、そういうことは無理ですというところもあるかと思いますが、その辺は協議の中で、どこまで延長できるのかといったところは、相手方と協議しながら決めていくということになるかと考えております。

○石井グループ長 加えて、サーバー機器の延長でございますので、おのずと限界がございます、5年間も使うという前提での延長ですから、多くても2年という程度を想定はしております。

○若林専門委員 はっきりとは言えないかもしれないんですけれども、この文章を読んで、協議の上でとは書いてあるけど、疑問に思うのではないかと思いますので、何か説明会などのときに、口頭でも何か補足をしていただくと、不安は消えるのかなという印象を持ちました。

以上です。

○石堂主査 今のお話は、延長の可能性があると書いてある。そして、実際に延長が必要になってきたときの情報提供をどういうふうにするつもりでいるかということは、書けるんじゃないかという気がするんです。情報提供をした上で、協議を十分しますからという、あまり不安材料にならないかと思います。

○石井グループ長 わかりました。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○小尾専門委員 ちょっと教えていただきたいんですが、仕様書の中に、アプリケーション総括事業者という事業者と、アプリケーション移行事業者が出てくるんですが、おそらく、もう既に新システムの開発には着手されていると思うんですが、この事業者は、現行のシステムをつくった事業者と同じでしょうか。

○石井グループ長 違います。

○小尾専門委員 それは異なる事業者？

○石井グループ長 はい。

○小尾専門委員 移行事業者も統括事業者も違う？

○石井グループ長 移行事業者は2社おりまして、そのうちの1社と統括事業者は同じ会社です。

○小尾専門委員 新システムをつくっている事業者は、それとは違うということですね。

○石井グループ長 新システムをつくっている事業者が、移行事業者でもあるんです。

○小尾専門委員 新システムをつくっているほうが、移行事業者？

○石井グループ長 移行事業者です。

○小尾専門委員 旧システムをつくった業者に関しては、別？

○石井グループ長 移行事業者が3契約ありまして、そのうちの1契約分は、実は旧システムをつくった会社でございます。

○小尾専門委員 移行事業者は置いておいたとして、実際システム自体を構築した事業者は、旧の事業者と新事業者は違うということでもいいんですか。

○石井グループ長 今回、今、新しいシステムをつくっている……。

○小尾専門委員 システムをつくっている事業者は……。

○石井グループ長 つくっているんですが、基本的に移行なんです。ホストコンピュータからサーバーに移行するというシステムでして、実はこの仕事を3つに分解しているんです。そのうちの1つ分については、昔のシステムをつくったところと同じ会社です。残った2つの部分については、新しい事業者です。

○小尾専門委員 そうすると、今回、調達の範囲に含まれている、いわゆる業務システムにかかわる部分は、新旧は同じですか。

○石井グループ長 新旧は……。事業者ですか。

○小尾専門委員 はい。

○石井グループ長 それは、両方ございます。3分割しておるんですが、いずれにも業務

の概念は入っておりますので、両方ございます。

○小尾専門委員 そうすると、すごい複雑な形になっている？

○石井グループ長 複雑ですね。ちょっと単純ではございません。

○小尾専門委員 例えば、通し番号で56になっていて、これは業務アプリケーション、Fの部分の運用を今回調達の範囲に含んでいるわけですが、このFのシステムは、アプリケーションのFに相当する部分が3つに分かれているということですか。

○石井グループ長 アプリケーション部分は、3つに分かれています。

○小尾専門委員 それを、それぞれが、ここでいうと、A、B、Cという3社がそれぞれつくっていると。

○石井グループ長 A、B、Cです。そうです。

契約は3本ですが、会社でいくと、2社です。

○小尾専門委員 2社。この調達の中に、いわゆる新システムと旧システムを並行稼働させて、そのときのいわゆる出力結果等を比較しなさいということを、新規、この調達で入ってもらう事業者に求めているわけですが、いわゆるシステム開発の移行に伴うような作業とも見ることができて、そうすると、なぜ、新旧というか、比較等の作業を、この人たちにやらせるのかということがちょっとよくわからない。

もし、新旧のシステムを実際につくっている業者が同じだとすると、そこに第三者が入って行って、それぞれ実際に入力をさせて、比較をしなさいということは、非常にやりにくいというか、いわゆる入ってくるほうからすると、手を挙げにくいということになっているのではないかと思います、そこらへんはどうか。

○石井グループ長 いずれも、今回、調達する事業者の役務に入っておりません。移行作業を、この契約の別の契約でし、新旧を比較する仕組みづくりをするのも、もう別の事業者、ここで言うCの事業者です。

つくった仕組みを運用してください。新旧の出力結果は、仕組みとして、もうつくられていますので、旧のシステムに引き渡す、このオペレーションだけやってください。しかも、手順書も用意します。こういう役務が、今回の調達の範囲でございます。

○小尾専門委員 多分、仕様上というか、これでは、よくわからなかったんです。例えば、5ページに、並行稼働期間の運用業務と書いてあって、並行稼働期間において、運用作業を実施する。新旧を比較するとか、アプリケーション総括事業者から引き継ぎを受けて、実施すると書かれているので、これをそのまま見ると、何かそういう業務をやらなければ

いけないのかという印象というか、そういうふうに取り出れるので、そこら辺は、はっきりわかるように記載をしていただきたいと思います。

○石井グループ長　かしこまりました。

○小尾専門委員　あともう一つ、先ほどもご意見がありましたが、いわゆるプリント作業やパンチ入力、もともとの業務に、比較的、密接に関係あるといいつつも、この部分は、今までの実績を見ると、業務としては非常に重い部分だと思うんです。

今回、いわゆる基盤システムの運用に関して求めているにもかかわらず、その部分の比重がすごい高いように見えていて、例えば、今までの業務実績でいうと、例えば、通し番号の90ページでいうと、全体の占める割合から見ると、実際の件数を見ると、プリント業務、パンチ件数の件数のほうが、明らかに大きいです。

そうすると、実際にこの調達は何をやっているのかがよくわからない。しかも、プリント業務、パンチ件数は、いわゆる拠点に行って、書類を持ってきて、それを入れなさいというようなことになっているので、ITで完結できるわけではなくて、実際にとりに行けと言っているわけなので、効率化がなかなか難しい部分ですね。

そうすると、これが入っているがために、いわゆる新規参入の障壁になるのではないかという感じも受けるんです。

○長尾推進役　まずはボリュームのところに関しまして言うと、今回の調達の中では、実態としては、プリントとパンチのボリュームはかなり小さいです。

分離すべきではないかというご意見については、機構側で、まず、いろいろ検討をしました。1点、やはり分離にできないと判断しました理由としましては、パンチ、プリント業務が、運用業務と密接に関連しているというところが、まず1点、挙げられます。

先ほど、小さいと申し上げたものが、実はプリント業務に関しましても、過去、かなり大きなプリント業務も、運用調達の中に入っておりました。例えば、わかりやすいところでいきますと、残高証明書というプリント業務がありまして、これは、プリント業務の中でも、かなりボリュームを占めていたんですけれども、そちらは、実はもう外出しして、別調達にしております。

残ったものが、運用業務と密接に関連するということもそうですし、かなり短い期間の中で、対応していかなければいけないというところが、まずあることと、先ほど申し上げた運用業務と密接に関連しているというところがありますので、分離してしまったときに、何かパンチですとか、プリントですとか、短い期間の中でやらなければいけないのに、

障害対応、障害が発生したときに、迅速な対応ができないというところがあって、残すところの判断をしているところです。

そういったところが理由で、今は分離をしていないという状況になります。

○小尾専門委員 結局、そこがよくわからないんですよね。この仕様上、情報上、いわゆるその部分の比重がすごい高いように見えていて、そうすると、やはり、手を挙げにくい。

○長尾推進役 そういった意味ですと、私が説明不足だったんですけど、もう一つ補足させていただきますと、先ほどこれも石井のほうから説明をさせていただいたとおり、本調達の際には、詳細な設計書ですとか、手順書のほかに、作業項目一覧というもので、想定している作業の時間ですとか、頻度のボリュームを一定にはかれるような情報も開示していくことを想定しておりますので、ご懸念されているようなボリュームが十分見切れないのではないか、要は、変な話、パンチですとか、プリントのところのボリュームがすごく大きく見えてしまうようなことのないように、本公示の際には、詳細な設計書、手順書、作業頻度、時間がわかるような資料も十分整えて、準備していこうというところは考えているところです。

○小尾専門委員 わかりました。

○大山専門委員 第一印象がちゃんとわかるように説明してなんです。要するに、わからないんです。何を要求しているかがわからなくて、調達の仕様書の最初のところ、例えば、22ページから見ても、103分の26という通し番号で見ると、委託する業務と書いてあるんだけど、これは、皆さんの発注側の言葉で書いてあって、やってほしいことは、この中の何なのということがすっきりしないんです。

だから、それで、もう説明する気があるんですかという感じがするわけ。とにかく何を言いたいかという、新しい人に入ってもらいたいなら、わかるように書かなければいけないですね。これはなぞなぞをやっているのではないので、一体どこをやってくれということが、はっきりしないんです。

見ていると、この後の次のページ、例えば103分の29も、28もそうですか、T、A、B、Cなどと書いてある。これも、何をあらわしているかが、何も説明が書いてないんです。

横線が引いてあるものも、そちらは、多分、ここは、上段、下段で意味があるから、ここはないと言っているのかもしれないけど、これをぱっと見て、理解しようとする、結

構難しいと思います。印象です。

相変わらずわからないことが、引き継ぎ、平成30年と書いてあるけど、契約時から、この中に、平成30年ではなくて、平成29年の12月のものが入っている。運用業務に係る調達仕様書で、タイトルは、平成30年基盤更改後と書いてあるんです。だけど、平成30年の基盤更改後というのは、一体いつ更改になるの？ ということが、さっと見るとわからないんです。

だから、新システムという言葉があるんだけど、その前のほうのページにはあるんだけど、実際の調達仕様書を見ると、そこも明確になっていない。

ということで、これを見て、多分、現行業者をはじめ知っている人はいいんだけど、そちらの業務を知らないところにとっては、かなりのハードルだと僕は感じます。

その辺については、皆さんお持ちだと思うんですけど、質問に対して、これだけの回答が来るということは、これは、最初からわからないから、こうになってしまうんです。中には、実際には提示しますと書いてあるんだけど、それが書いてない状況で、我々に判断しろということは無理で、当然わかりません、これでは判断できませんという、こちらの回答になってしまうんです。

やはり、今日の説明の中で、最初に、その点について、どう正すつもりなのかということを書いてもらわないと。この文章はいいんだけど、もともと、どうやるつもりだったかということ、あるいは、これはまだ不十分なところがあるのであれば、先に言っていただく必要があるのではないかと思います。まず、それは、第一印象です。

先ほどから言うように、細かいところで、依然として、はっきりしないことは、移行のところですか。これは、業務として、まだついてないからわからないんだと思うんだけど、やはり、これを見た途端に、一番不安になるんです。いろいろなところの指示を受けてやれと書いてあるんだけど、それは、やはり現行業者が得だよ。だから、そういうところに対する工夫が欲しいと思います。

103分の5ページでいえば、並行稼働期間の運用業務と書いてあって、平成29年10月から3月までと、こちらは書いてある。でも、仕様書を見ると、契約から、平成29年12月31日と書いてあって、ここの3カ月の違いは、何なんですか。だから、一体、新システムがいつから稼働する予定なのかが、わからない。

○石井グループ長 新システムは、平成30年の1月から稼働します。

○大山専門委員 1月といっても、1カ月ずれがあるので。1月の？

○石井グループ長 1月の4日からスタートします。

○大山専門委員 だったら、それは書けませんか。

○石井グループ長 書きます。はい。かしこまりました。

○大山専門委員 そういうことは、やはり、見ている側は非常に不安なんです。

○石井グループ長 なるほど。

○大山専門委員 エの並行稼働期間の運用業務は、一体何をやれと言っているのかが、僕はまだわかりません。

○長尾推進役 そちらについてはですね……。

○大山専門委員 だから、これは、両方、システムが動くようになっていて、その結果が合うかどうかを見なさい。それだけなの？

○長尾推進役 結果が合うかどうかを見るのは、先ほど石井のほうから説明しましたとおり、別の事業者の役務として負っておりますので……。

○大山専門委員 それがわからないんです。だから、何をやるのかがわからなくて。

○石井グループ長 オペレーションなんです。

○長尾推進役 オペレーションだけ。

○大山専門委員 オペレーションは、何かデータを入れるだけ？

○石井グループ長 データを入れたり、媒体を旧側に渡したりです。

○大山専門委員 それだったら、やはり、そう書いてもらったほうが、それで、安心感は全然違います。

○石井グループ長 運用業務ですから、オペレーションしか求めているので。確かにそこがわかりづらい。

○大山専門委員 そうすると、タイトル何ですか。運用業務。

○石井グループ長 運用業務です。ちょっと開発と絡めてやってもらわないといけない部分があるので、開発目線の書き方になってしまっている部分が、おそらくわかりづらいんだと思います。見直しを検討したいと思います。

○大山専門委員 そこのところは、何かもっとすごくシンプルになるんじゃないかという気がする。望まれていること、そちらの状況の説明は、それこそ別添の参考資料でいいんです。我々は、こうやっています。でも、求めたいことはこれですと、やっぱり書いてほしいんです。求めていることは、これと。

それが、まさしくみずから進めているプロジェクトがあるから、その内容が入ってしま

っていて、済みませんが、一体、その中のどれをやれと言っているのかがわからなくなってしまうということが、全体的な印象です。ぜひ、そこは改善いただきたいと思います。

○石井グループ長 かしこまりました。

○石堂主査 今のやりとりは、書くべきことはわかるんだけど、それがうまく表現されていないというふうに……。

○石井グループ長 そうですね。余計なものをやらないといけないように見えてしまっているということですね。

○石堂主査 そうすると、箇所数としては、結構多くなるかもしれないけど、表現の見直しをやっていただくというご理解でいいですね。

○石井グループ長 表現の見直し。そうですね。やります。はい。

○大山専門委員 お願いします。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

あと、私、細かいところで確認しておこうと思ったんですけども、103分の7のところで、端末操作に関する問い合わせの回答期限というところがありまして、問い合わせに対するか当日中の回答率という表現がある。当日中というのは、何時ころ問い合わせが来るかわからない中で、いかにも曖昧な気がするんです。

ですから、例えば、もらってから2時間以内とか、それならわかりますけれども、ちょうどいい時間に問い合わせが来ると限らないから、お互いの勤務時間の際に来たときは、当日中というのは何なんだろうという気もしますので、表現、ここも直していただければありがたいと思いました。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、今日、いろいろ議論がございまして、引き継ぎのところ、業務の範囲、また実際にどういう業務をやってほしいのかというところについてのいろいろ表現の改善が必要になると思いますので、機構におきましては、引き続きご検討いただき、本日の審議を踏まえて、実施要項（案）について、必要な修正を行い、事務局を通じて、各委員が確認した後に、意見募集に入るということでお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○石井グループ長　ありがとうございました。

（住宅金融支援機構退室、総務省入室）

○石堂主査　それでは、続きまして、総務省の政府認証基盤の運用・保守業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、総務省行政管理局行政情報システム企画課、稲垣室長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○稲垣室長　総務省行政管理局で情報システム管理室の室長をしております稲垣でございます。よろしくお願いいたします。

先般、6月17日、本委員会で2点ほどご指摘をいただいていると認識をしております。その2点についてのご説明をさせていただければと考えております。

まず1点目でございますけれども、仕様書の作業内容等について、詳細に記載せよといったご指摘をいただいたということにつきまして、見直した点についてご説明をさせていただきます。

お手元に、参考資料として、競争入札の実施要項の新旧対照表をお配りしておりますが、お手元のほうにございますでしょうか。こちらでございます。これに基づいて、ご説明をさせていただければと思います。

調達に際しましては、入札の実施要項と本体の調達仕様書の2点に分かれておりますけれども、その内容について、それぞれ見直しをしておりますので、これに沿った形でご説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表のほうです。2ページ目と3ページ目を開いていただいて、ごらんいただければと思います。

そちらの2ページ目の下の段のところに、(C)アプリケーション認証局に係る認証作業がございます。新旧対照表の見方ですけれども、前回の調達が右側でございまして、右側のほうでは、自己署名証明書の発行、キーセレモニーとテスト環境用証明書の発行（模擬APCAのEE証明書）という2点だけを記載しておりました。

これを見直し（作業の具体化）いたしまして、左側の今回の調達でございますけれども、自己署名証明書の発行キー、下位CA証明書の発行、サーバ証明書の発行、コード署名証明書の発行、ドキュメント署名証明書の発行等々、必要な証明書の発行業務について、項

目名を羅列させていただいております。

これに伴いまして、調達仕様書の本体のほうについても、具体化をさせていただいております。こちらにつきましては、8ページ目をごらんいただければと思います。こちらの、8ページのほうは、仕様書の本体でございまして、8ページの左の欄のP. 10と書いてあるところございます。作業内容といたしまして、これまで運用のドキュメントの閲覧ということでやっておりましたものを、仕様書上で明確にさせていただきまして、それぞれシステムの運用関連証明書の発行につきましては、読み上げる形で恐縮でございますけれども、中ぼちとして、作業スケジュール及び手順書を作成して、テスト環境を使用したリハーサルを行う。

手順書に従い、アプリケーション認証局2及びアプリケーション認証局2のOCSPサーバ証明書の証明書発行要求を発行する。

アプリケーション認証局2側及びアプリケーション認証局2側で発行したOCSPサーバ証明書をOCSPサーバーに登録する。

実施した結果について、主管係に報告するといったぐあいに記載しております。

9ページのほうでございますけれども、それぞれ下位CA証明書の発行、サーバ証明書の発行、コード署名証明書の発行、ドキュメント署名証明書の発行、次のページでございますけれども、10ページ目、11ページ目まで、それぞれ具体的に運用のマニュアルのほうに記載している内容について、仕様書にも記載しているという状況でございます。こういった形で、調達仕様書のほうを具体化ということで図らせていただいております。

13ページをごらんいただければと思いますが、そのほかに、左の欄にP. 25、P. 29と書いてあるところがございますけれども、ハードウェアの棚卸しの確認、ソフトウェアの棚卸しの確認、書類・媒体の廃棄等々につきまして、具体的な作業内容について記載をさせていただいて、応札しようとする事業者に対して、内容がわかるように書かせていただいております。

4年前の前回の調達時点から、認証基盤に対する国際的な要件について変更がございまして、これまでは認証局そのもののサーバの監査だけをやれということでございましたけれども、証明書の発行手続の運用や各種ログの監査など、新たな監査項目が追加された関係で、若干、仕様書のほうに追記をしております。

これが、実施要項のほうでございますと、3ページ目の下のほうでございますけれども、Web trust BR検証の対応とGの監査ログ検査ということで、(a)と(b)に分け

てございますけれども、監査ログ検査は、マスタセンタ、バックアップセンタそれぞれに行うという形で、追記をさせていただいております。

これにつきましても、これだけではわからないということで、仕様書上でございますけれども、12ページのほうで、それぞれ監査ログの検査としまして、マスタセンタ、バックアップセンタの作業内容を具体化しております。各サーバのログイン情報やシステムログ等を参照して、操作状況を確認する。

操作の記録が見つかった際には、作業記録から、運用責任者からの指示に基づく作業かどうかを確認するとともに、各室の入退室記録と突き合わせを行うといった形で、細かいことを記載して、各社事業者のほうに内容がわかる形というふうに追記をさせていただいております。

この作業の関係でございますけれども、元に戻りまして、2ページをごらんいただければと思います。

こういった作業が追加になった関係で、要員数の見直しをさせていただいております。2ページ目の上の表の中でございますけれども、上級IA操作者、一般IA操作者が、従来ですと、それぞれ4名以上、2名以上としておりましたけれども、それらを6名以上、3名以上といった形で変更させていただいております。

これにつきましては理由がございまして、これまで各省でやっていたところでございすけれども、運用規定上、サーバの実在性や証明書の発行について、より厳格に運用をする必要があるということがございまして、これまで各省でやっていたものを、効率的化を図る意味も含めて、政府認証基盤側で一括してやろうということにさせていただいて、人数を増やした形にさせていただいております。

失礼いたしました。1ページ目が抜けておりました。1ページ目、件数の表記につきまして、変更させていただいています。前回は、最大2万件と、最大件数13件という形で記載しておりましたけれども、これまでの運用の実績を踏まえて、その最大の実績値を入れさせていただいて、作業量的に具体的にわかるようにということで、最大1万4,000枚と、最大12件という形で修正して、入れさせていただいております。

以上が、仕様書等々の修正でございます。

前回ご指摘いただきました2点目のほうでございすけれども、競争性を確保するため、民間認証事業者への個別の説明会を実施せよということでございます。これにつきましては、9月13日に6社に対して、仕様書の内容、特にブリッジ認証局の業務内容について、

詳細に説明及び意見交換を実施させていただきました。

この際、事業者のほうからいただいた意見としましては、データセンターの要件定義について、少し厳しいのではないかという話をいただいたんですが、当然、民間の認証局のデータセンターとブリッジ認証局のデータセンターの整備要件は同じでございまして、決して厳しいということでないということで、国際的な規約、要件に基づいて、データセンターは整備しているということで、ご説明をさせていただいて、ご理解いただいたというところでございます。

それから、9月16日から10月6日まで、政府調達に基づく20日間の意見調整を行わせていただきました。16社から調達仕様書のダウンロード等が行われておりまして、意見調整に関しましては、特段の意見はいただいていないということでございます。

また、説明会に参加していただいた6社に対して、仕様書等の記載内容について、不備はないか等々の確認をさせていただきました。各社からは、特段意見はないと具体的に書いていただいたので、電話でお伺いしたんですが、内容についてはわかる、理解しているということを回答いただいているということでございます。

以上が、前回ご指摘いただいたことにつきましてのご説明でございますが、今後とも引き続き、競争性を確保するために努力してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○若林専門委員 済みません、ご説明ありがとうございました。

今、ご説明いただいた要項の157分の7のところの発行する証明書、最大1万4,000枚というところなんですけれども、これは、実績値ということでお伺いしたんですが、これ以上は発行することはもうないという趣旨でよろしいのでしょうか。

○稲垣室長 その予定でございます。

○若林専門委員 動くとかということはないということですね。

○稲垣室長 はい。それだけです。

○若林専門委員 わかりました。動くのであれば、実績値と入れていただいたほうがいい

かなと思ったんですけれども、動かないということであれば、これでよろしいかと思えます。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○井熊副主査 前回の議論をいろいろ含んでいただいて、修正をしていただいているのかなと思いますが、説明会をやっていただいて、6社の反応はいかがでしたか。やってみたいという。

○稲垣室長 反応というか、応札していただけるかなという感じのニュアンスなんですよ。いますけれども、各社とも民間の認証局を運営されている事業者ということで、当然、ブリッジ認証局とのつながりも、通常のやりとりでやっているということで、ブリッジ認証局のやっていることの自体の内容について、多分、ご理解いただいているんだろうと思うんです。

そういった意味で、逆に、自分ところの業務よりも、ちょっと複雑なことをやっていると思っておられるような感じでして、積極的に応札しようという感じは受け取れなかったということでございます。

○井熊副主査 それは、今回業務のちょっとレベルが高いという印象を与えるということですか。

○稲垣室長 レベルというか、煩雑さがちょっとあるのかなという感じで受け取っております。

○井熊副主査 そのハードルを下げるために、どういうふうにお考えですか。

向こうに、いや、そんなことはないんだと、あなたの実力であれば、十分できる仕事なんですよというような印象を与えるために、どういう工夫をされているのか、あるいは、今後していくのか。

○稲垣室長 ブリッジ認証局の業務自体を、国際的要件に基づいてやらなければいけないということがございまして、簡略化を図ることが難しいのかとは考えてございまして、やっていることをさらにご理解いただくとしか、やりようがないのかなとは思っています。

○井熊副主査 でも、例えば、もう少し民間の人を出せなければいけないという拘束条件を外していくとか、あるいは、御省のほうでのサポート、こういうところは十分サポートしますよという姿勢を見せていったりなどです。

あと、もう一つ気になることは、現状やっていることが、コンソーシアムで出ています

よね。

○稲垣室長 はい。

○井熊副主査 これが、ものすごく強そうに見えるかもしれない。そうしたら、やっぱり、こういうあまりにも強いコンソーシアムが出ないような工夫をしていくとか。そこで、もう一步踏み込んで説明会をやったことはよかったんだけど、やはり出てこないということになってしまうのではないか。

やはり、去年は、前回も、説明会には6社が来ているわけですね。今回は、それから踏み込んで、一回説明会をやっているわけなので、そのところを、煩雑だからしょうがないということではなくて、それでも、どうやってやれば、そういう人たちが出るのかという、やはり、もう一工夫をしていただけないかと思うんです。

○石堂主査 あと、ちょっと言いづらい話にはなるんですけども、行政情報システム研究所がやってきて、コンソーシアムにも、これが入っていると思うんです。結局、コンソーシアム一者応札で、ここが通っている。実質的には、この仕事は、システム研究所がずっとやってきているんだと考えて、そう間違いはないんじゃないかと思うんです。

このシステム研究所は、どういうことなのか、私もイメージが湧かないですけど、認証業務が始まったときに、これは、やはり、総務省が、いわばそれをやるために、関与してつくった財団だという認識で、それは全然違うというなら、そう言っていただきたいという感じなんです。

○稲垣室長 行政情報システム研究所は、このGPKIをやるためにつくった社団法人はございません。

○石堂主査 そうですか。

○稲垣室長 それよりずっと以前からございまして、行政の情報化に関する調査・研究を行っていたという法人でございます。

○石堂主査 ただ、聞くところによれば、現在、この契約は、システム研究所の業務のボリュームの30%くらいを占めるという話も聞いていまして、そうすると、実際、競争入札に、コンソーシアムであれ、参加して、それを取り損ねれば、この研究所にとっては、急に3割仕事なくなるという話ですよ。それは、この研究所にとっては、死活問題だと思うんです。

逆に言うと、総務省が競争性を優先するという考えになると、この研究所は、悪いけれども、そういう目に遭うかもしれないという世界に踏み込んでいくかということでもある

と思うんです。その辺の本音という、言葉が悪いですけども、どういうふうを考えておられるのかなと思うんです。

先ほど井熊先生からも、ほかのところが入れるように、いろいろ改善したらどうですかというお話があったわけですけども、それを改善して、それが実れば、ここはほんとうに急に3割仕事を失うかもしれないという現実、もう一方にあるわけで、その辺、総務省としては……。

それは、一般社団法人なんだから、自分で飯を食っていけばいいんだということで、ほっておける存在なのかどうかということが、ちょっと気になるんです。

○稲垣室長 行政情報システム研究所に関しては、社団法人として、総務省の外郭団体という位置づけである組織であれば、おっしゃられたようなこともあるのかなとは思いますが、現状、一般社団法人化されて、一般民間企業ということでもありますし、総務省の管理から外れている状況でございますので、基本的には、一般競争入札、入札制度に基づいて、公平にやりたいとは考えてございます。

○石堂主査 わかりました。

ほかいかがでしょうか。

○大山専門委員 よろしいでしょうか。

○石堂主査 どうぞ。

○大山専門委員 先ほど、各省で出しているものを一括？

○稲垣室長 はい。

○大山専門委員 という変更が出たと。

○稲垣室長 はい。

○大山専門委員 それはいいんですが、それを集約する方法としては、価値はあると思うんですけど、それをやろうとすると、この先もブリッジでいくのかということについては、ちょっとほんとは違うかな。発行業務もやるということになると、それは、受託なんですか。

発行する責任の範囲というか、権限とは言わないと思うんですけど、それは、もう総務省に行くという？

○小高課長補佐 いえ、違います。

○大山専門委員 そうではない。ごめんなさい。勘違いしているかもしれない。そこを教えてくださいませんか。

○小高課長補佐 証明書の発行権限というか、発行の審査は、各省にあります。

○大山専門委員 そういうこと。

○小高課長補佐 はい。

ただ、なぜ発行部分を一元化したかという点、監査が厳しくなって、監査法人が各府省のLRA、実際の発行するところまで入るようになったんですね。その発行の手続、サーバに証明書発行要求をするところだけを、総務省が肩がわりしようと、その部分だけです。

そうしないと、各省のLRAのところに監査が入ってしまうものですから、その負担を軽減しようと考えて、発行部分のみを一元化します。

○大山専門委員 ということですか。

○小高課長補佐 はい。

○大山専門委員 やはりGPKIの本来の価値を考慮しておかなければいけないので、多分、3年や4年でも、あるいは、毎年はないと思うんだけど、ころころ変わってやれるような話かしらということも一方であるので、ちゃんとそこはしっかりとした理由づけをなさったほうがよろしいのではないかと私は個人的に思います。

多分、任せて、事故が起きたら、何が起こるのかということは、民間の企業が潰れるところの話ではないですね。という話はしっかりしないと、この先の電子政府をはじめ、民間に対する処分書も全部こちらで出ていく可能性は、これからいつまでも紙ではなくなると思います。そういう意味では、体制を含めたことの中長期のちゃんとしたビジョンを描いていただいた上で、それに向かっていくんだということをしっかり示す必要があるような気が私はします。

その意味で、今回のこういう運用の手順の話を書いておくとか、こういうことは非常によく、コンソーシアムでやっても、中も入れかわるかもしれないし、新人が来るということが必ずあるわけなので、そういう人たちに対して、この価値をしっかり教育しておかないと、非常に怖いと思いますので、ぜひそこはご努力いただきたいと思います。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、井熊委員からの意見もございましたけれども、一方で、私のほうの質問の関係では、市場化テストの趣旨にのっとって、競争性の確保に向けて進んでいく

という基本施策を伺いますので、改善については今後ご検討いただくということで、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議は議了ということにしたいと思います。

実施要項（案）の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私、主査に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただくようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○稲垣室長 ありがとうございました。

（総務省退室、厚生労働省入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、厚生労働省の厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、厚生労働省政策統括官付情報システム管理室、後閑室長より、ご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は20分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○後閑室長 後閑でございます。よろしくお願いいたします。

分厚い資料の後ろに、こういったスケジュールも含めて、資料を用意させていただいておりますので、これで説明をさせていただきます。

最初に、厚労省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務に係る追加契約について、前回の評価のときにもご指摘をいただきまして、追加契約については、少しお話をしてくれということがございましたので、資料を用意させていただいています。

スケジュールのところをごらんになっていただければと思います。内容については、後で詳しく話をさせていただきますが、絵の中の3番のところをごらんになっていただくと、当初計画というところで、厚労LANシステムについては、平成29年の第1クォーター、要するに7月に更改するという予定だったものが、実は、予算要求の段階で、1年後ろ倒しになってございまして、現在計画として、平成30年7月の更改を予定することになっています。

それに伴いまして、上の段ですけれども、計画が1年ずれたことにより、厚労省ネット

ワークシステムのハローワーク(利用者の追加)については、少し前倒しをして、この平成29年の1月から、厚労省LANシステムに乗っかってくるということになっています。

あわせて、平成29年4月からは、1年後ろ倒しした分のものとハローワーク、それ以外の幾つかのシステムに係るユーザーが一緒になって、15カ月の再リース契約を行うということになります。今日の延長の話については、この資料の2番と1番のところについて、お話をさせていただくことになります。

それでは、資料の、A4縦の2枚紙をごらんになってください。

追加契約についてということでございまして、最初に、1番として、厚労省ネットワークシステムということでございます。これはもうご存じのとおり、グループウェアを中心とした基盤のシステムでございます。

このシステムの、現行契約については、この委員会のご審議をいただいて、契約をしているもので、下に丸で2つ書いていますけれども、東芝ソリューション株式会社に委託しています。

運用期間については、平成25年7月1日から平成29年3月31日の45カ月ということになっています。

2番のところで、追加契約についてということで書いてございます。

(1)でございますが、先ほど少し申し上げたとおりで、昨年の予算要求段階で、要件内容の整理が不十分だということから、予算がつかなかったということがございまして、1年更改を遅らせることとなったものでございます。それに併せて、1年遅らせた間の運用に係る契約を、今回、追加で延長リースとして実施したいということでございます。

次、めくっていただくと、2つ目といたしましては、利用者の追加についてということでございます。

ハローワークにおける利用者の追加ということでございまして、昨年のセキュリティー事案を受けて、ハローワークのシステムについては、基幹系のシステムと情報系のシステムを分離してセキュリティー確保をしているという状況で、情報系のシステムについては、今現在、LANシステムを一部の利用者が使っているという状況から、全利用者に対して、LANシステムを利用するための追加を行おうということでございます。

それが、平成29年1月からで、2万3,000人のユーザーが増えるというものでございます。

②といたしましては、当初から平成29年7月のLANの更改にあわせて、グループウ

エアの統合を進めていたものでございますけれども、一部施設等機関においては、1年延びたことによって、それが対応できないというところは、前倒しで、今回、追加の契約をしたいというものでございます。これについては、平成29年4月に1,200ユーザー、7月に1,200ユーザーということで追加されるということでございます。

3つ目については、これも前回もお話ししたとおりですけれども、組織再編に伴って、都道府県労働局の組織が新しくできたことによって、平成29年4月から、1,300ユーザーの追加を行うということになってございます。

次のページ、3ページ目でございますけれども、随契にする理由ということで、ここに書かせていただいているのですが、特に、セキュリティー事案を受けた対策をきちっとやらなければいけないということも含めて、やはり、一体的な運用管理を、このLANシステムについては、認証アクセス管理あるいはウイルス対策をきちっとやるということ、一体的にやるということがございます。

そういうことのため、今の既存基盤を使うことによって、それがきちっとできるということから、既存業者に対する随意契約で、利用者の追加ということをやっていきたいと考えているものでございます。

3ページ目の下には、先ほど申し上げた平成29年1月から2万3,000人分、平成29年4月から2,500人分、7月から1,200人分が追加されるということを書いております。

その下の表の中では、利用者数や契約見込み額に係る現行との変更点の比較や、次のページをめくっていただくと、契約見込み額の内訳として、現行の予算要求ベースでの金額を使って、内訳として試算したものを記載させていただいてございます。

追加契約に関しては以上でございます。

続きまして、厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務における前回との主要な変更点ということで、今回の実施要項の内容で前回から変わる部分をご説明させていただきます。

その前にこの資料を見ていただくと、このLANシステムの大体の規模感がわかると思います。左上に業務拠点として書いていまして、本省、外部拠点、地方支分部局といったところで、大体2,300ぐらいの拠点になります。

業務規模といたしましては、ユーザーアカウント数で6万3,000人分、現行2万3,

000人ぐらいですので、4万人分が増えるということになります。

サーバー数は、現行のサーバー数を書いています、245台。

以下、書いてあるとおりの規模のものでございます。

下に、業務内容と書いてあるものが、設計・開発と運用・保守の内容を書いております。

このような規模のものとして、今回、更改整備を行うものでございます。

続きまして、A4縦紙に移っていただきたいと思います。今回の更改については、前回の指摘も踏まえまして、公共性、競争性、あるいは創意工夫を求めるようなところの工夫を幾つかさせていただいております。

(1) のところで、調達単位の見直しということでございます。これについては、今まで一体でやってきたものについては、中段のところでございますけれども、省内LAN、この調達そのものでございます。分散型統計処理システム、情報提供システム（ホームページ）の3つに分けて、今回は調達しようということで考えていまして、さらに、今まで調達を分けていた端末・周辺機器とあわせて、4つに分割して調達するというようにしています。

(2) 調達スケジュールの見直しということでございまして、これについては、提案期間の十分な確保がされていないということが、今までございましたので、できるだけ長い期間をつくって、(事業者が)提案内容をつくる期間を長くとうろうということが、これでございます。

(3) のところでは、業務内容の理解の促進ということを考えておりまして、これについては、①のところ、予算要求段階における資料提供依頼を実施する中で、もう既に6月のときに、ベンダー30社ぐらいに声をかけさせていただいて、いろいろな資料の閲覧をさせながら、いろいろな要望を聞いています。

②のところでは、入札公告前における資料閲覧等による業務理解の促進ということで、意見招請の段階においても、できるだけ多くの資料を閲覧してもらう。さらには、膨大な資料の閲覧のやりやすさということを考えて、電子媒体を貸与するということも考えているというものでございます。

次に、総合評価基準の見直しということでございます。これについては、今回のセキュリティ事案を踏まえますと、やはりきちっとセキュリティリスクに対処するということが、重要となります。その辺がきっちりできるということが必要になってきます。

そのためにも、やはり、価格というよりも、どちらかというと、技術力を求めるような

こと考えて、いくつかの取り組みをしているというものでございます。

(1) といったしましては、価格点と技術点の配分の見直し。これは、従来、1対1だったものを、1対3という形にしていきたい。

(2) のところ、絶対評価から相対評価、要するに、評価にできるだけ差をつけるということによって、よりよい業者を選びたいということでございます。

(3) のところでは、技術点における基礎点配分の見直しということで、基礎点の割合を低くした上で、加点項目を増やすことによって、やはり技術のある業者を選びたいということでございます。

技術審査委員の方については、これは、もう既に今までもルールの中でやっておりますので、外部の委員を半分以上にする。委員長を外部の人にすることは、これでやっていきたいと思います。

3番目でございますけれども、調達仕様書の変更については、新たな取り組みとして、今回の調達の中に含めているものでございまして、セキュリティ対策の強化がございました。

次の3ページ目でございますけれども、これは、もう何回も申し上げておりですけれども、きちとしたセキュリティを確保するために、外部系、内部系というふうに、個人情報や機微情報については、インターネットから隔離するような環境をつくろうとしていて、それを1台の端末から、両方に安全な形でアクセスするような仕組みを用意していこうということが、これでございます。これは新しい取り組みでございます。

2番目については、業務改革支援サービスの新規導入ということでは、今回、LANシステムの中で、新しい取り組みということでございまして、業務支援ツールを構築していこうということで、3つのものを用意しようとしています。

1つは、国会関係業務、国会業務の中で、いかにシステムで支援できるかということを考えながら、新しい仕組みをつくろうと。幹部スケジュール管理業務、情報システム関連の予算や調達に係るスケジュール管理といった仕組みを、今回のこのLANシステムの中で用意していこうということでございます。

(3) のところ、リモートアクセスサービスの新規導入については、最近、働き方改革など、いろいろな取り組みがされているかと思っておりますけれども、どこからでも、省内LANに安全にアクセスできるような仕組みを、今回、LANシステムに取り入れていこうということでございます。

(4) のところ、サービス利用者の拡大ということでは、先ほど申し上げたとおりで、現在、2万3,000ユーザーぐらいのものが、次期更改に当たっては6万3,000ユーザーになるものでございます。

以上で、実施要項に係る変更点ということを中心にお話をさせていただきました。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○大山専門委員 説明ありがとうございます。

最初に、契約の延長のほうですが、これだけユーザーが増えてということがあって、もともとのネットワークのキャパは大丈夫なんですか。

それについては、これは嫌なんですよね。十分だと言うと、そんなにオーバースペックだったの？ という話になるし、別な言い方をすると、今度またさらに増える話もある。何が言いたいかという、どちらにしろ、最適なキャパシティーにかえようとする、ネットワーク自体が変わっているのではないですかという話にもなってしまいます。

済みません、先ほど別の契約が要らないとか、いろいろ話が……。システム的に分けるという話であれば、そうだけど、そういうところが1点目の質問です。

2点目は、気になったことは、頭紙でいうと、縦の厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務と書いてあるもので、説明いただいたもので、3ページ目の上にある、1台の端末で外部系と内部系にアクセスできる環境の構築等のセキュリティ対策の強化を行うと書いてあって、これをこちらの仕様書で見ても、見つからないんだけど、その話はどこにあるんですか。対応がわからなかったのも、どういう格好になっているのか。

ごめんなさい。まだ見切れていないんですけど、提案させるんですか、それとも、こういう仕様だと言うんですか。ごめんなさい、先ほど説明いただいたとき、いい方法だけど、そこによって、また違いが出るので、どうする気だと思ったので、この2つを質問します。

最初にネットワークのほうでもいいです。

○伊藤係長 それでは、初めのネットワークシステムのキャパシティーの問題について、説明させていただきたいと思います。

今回、来年の1月から、ハローワークのユーザー2万3,000増えるに当たりまして、当然、現行のキャパシティだけでは、満足のいくものにはならないので、今回、新たに2万3,000ユーザー追加に伴いまして、必要なサーバーなども追加でリースする予定となっております。

ですけれども、次のシステムの更改が平成30年7月なので、実質の運用期間としましては、18カ月となりますので、やはり過大な投資はできませんので、現行のディスクなどの容量をちゃんと確認いたしまして、最低とは言わないですけれども、平成30年6月まで、何とか耐えられるような計算を行いまして、必要十分な台数を確保する予定となっております。

○大山専門委員 ネットワーク自体は、ほかともつながっているんですよね。これは、相乗りするんですよね。ということでいうと、そのキャパは大丈夫ですかという質問はどうですか。

○伊藤係長 ネットワークのキャパの問題ですか。

○大山専門委員 太さ。太く、契約をかえたの？ という簡単な話でもいいんだけど。

○伊藤係長 回線自体は、ネットワークシステムの中で、増強する予定はございません。

○大山専門委員 わかりやすく言うと、今、使っているものが、すかすかだったら、入ってきてもいいよね。何もせず、いいよね、ぎちぎちだったら、入ってきた途端に使い切れなくなるから、増やさなければいけないですよね。そこは、今、どちらですかという質問です。

○後閑室長 私もまだ具体的な話を把握できてはいないんですけれども、当省システムは、ご存じのとおり、統合ネットワークがネットワーク部分になっていまして、統合ネットワークの契約変更も考える必要があるのかという気がしています。

○大山専門委員 そういうことですね。

○後閑室長 はい。

○清本室長補佐 あと、若干補足すると、ハローワーク、いわゆる基準局は、これまでうちの共働支援のいわゆるLANシステムのネットワークを使っていなかったんですけど、今回は使うことになりまして、そのきっかけが年金の漏えい問題が昨年度ありまして、自分らが持っていたグループウェアやメールシステムは、外向けに出すときに、それを使ったら危ないんだろうというアーキテクチャー、いわゆる考え方で、うちの共働支援のシステムを外メール向けにどう使うかというユースケースで使うということがあるので、中は、

中でちゃんとやっています。

外向けには、しっかりうちのLANシステムを使いながらやるという業務のやり方をやるということなので、常にうちのLANシステムのメールシステムを使うというアーキテクチャーではないということにもなっています。

○大山専門委員 はい。

○石堂主査 もう1点の内部系、外部系の話はいかがですか。

○清本室長補佐 そうですね。仕様書の中身なんですけれども、仕様書の中身のどこに書いてあるかという、いろいろ書いてあります。ちょっと遠くて申しわけないんですけど、全体のインターネットの口がございまして……。

○大山専門委員 それは、こちらにあるの？

○清本室長補佐 それは、ちょっとつけなくて……。

○大山専門委員 つけてない？

○清本室長補佐 ええ。いろいろなところにちりばめて書いてありますので、インターネットの口のところにあるところ、想定としてはSBCで考えています。

個人情報だったり、機微情報を持つ場所を、いわゆる守るべき情報として、かなりしっかり守らなければいけないというアーキテクチャーのもと、VDIで、そこをつくろうと思っています。

しっかり守るべき情報が下側にあることを想定しながら、切りかえていく。いわゆるインターネットの口のところは、SBCで守りつつ、インターネットに接続するときには、インターネットのHTTPの80とか443の部分は守りつつ、ほんとうに重要な情報は、VDIに置いておくというアーキテクチャーで、今、考えています。

某省は、これに近い形でネットワークを組んでいまして……。

○大山専門委員 わかるんだけど、踏み台にされることはない？

○清本室長補佐 踏み台に……。

○大山専門委員 だから、その辺の保障は、そちらがやるの？ それとも、提案者にやらせるの？ そこが大事で、更改をすることを発注する以上は、この仕様でやれ、あるいは、こういう機能でやれというのか、そのところがすっきりしないんです。

簡単に2つを切りかえられるなど書いても、実際には、普通こう書くなら、これは提案型と僕には見えるので。そのところ、それを審査するつもりなのか。それとも、仕様として出す以上は、こういうやり方をしなさいと言わなければいけなくて、それが客観性

があるかどうか、あるいは、競争性があるかというところは非常に気になって、それを言った途端に、どこか独占になる、あるいは、縛られてしまうということも起こり得るので、今回の競争性を高めるという話から目的を考えたときに、そこの答えをいただきたいと思っています。

○清本室長補佐 基本提案で、守るべき情報が非常に重要になるので、年金漏えい問題のときに、どこに、何が、どういう状態であるかということが、しっかり確認できずに、現行そういうものが起きてしまっていることを踏まえながら、実際、多層防御の観点で、どこで、何のセグメントで、何をとめるかということをしかり提案していただいて、その提案の中で、一番実効性がある、もしくは、二度と年金漏えい問題が起きないことになっているかということを確認して、提案をのんでいくということを考えております。

○大山専門委員 そうですか。

○伊藤CIO補佐官 済みません、補足しますと、基本的にアーキテクチャーは提案していただこうと思っています。

ただ、守るべきものという業務要件的なもの、運用要件、業務要件は、一応記載があるという理解をしています。

発注側の今の想定は、ネットワークを3つに分断するようなイメージです。すなわち、外部系、すなわち、インターネットとつながっているネットワーク系、もう一つはイントラ、省内のメール等をやりとりするネットワーク、もう一つは、厚生労働省は、結構いろいろ機微情報を持っていますので、個人情報と機微情報を扱うネットワークです。

これらをちゃんと分離した形で、情報流通の入り口というものを、セキュリティを担保した形で、かつ、運用にたえる。運用にたえるアーキテクチャーになっているような提案をしてくださいという意図が、我々のほうにあります。

それは、そのままいきますと、やはり技術点重視。先ほど室長からお話があったように、技術点重視の配点になっているというところにつながっているという理解をしていただくとありがたいと思っています。

ですので、守るべき業務要件は仕様書に書きますが、アーキテクチャー、すなわち実装は提案してくださいと。我々のほうで、その実装が、その業務要件にたえるものかどうかというものを評価するというのが、根本思想だと理解しています。

○大山専門委員 考え方はわかったので、ここは、あくまで競争性の話なので、提案型だということであれば、それは、そこで。それで、価格重視ではなくて、技術点と。これだ

ったら、話は通るので、そこはよろしいかと思います。

ただ、年金の問題について、絶対とおっしゃいますが、これについては、ここではないので、また別に話をさせていただきたいと思いますが、それは、この話で大丈夫だと思うことは、ちょっと違うんじゃないか。

年金ネットもありますから、そのところが、もう少しS L Aの話も書かれて、セキュリティを重視するような話もいろいろあると思いますけれども、ちょっとそのところは、また。今回の調達の範囲で大丈夫になるということだけは、まだ言わないほうがよろしいんじゃないかと思われます。多重防備はやります。それはいいと思いますが、年金ネットはそうっていないので。済みません、余計な話です。

○伊藤C I O補佐官 ありがとうございます。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

はい。

○井熊副主査 前回も、前々回も、説明会参加者数は20社前後来ていて、関心は大変高い。けれども、1者しか応札をしない。ということで、やはり、勝てる見込みがないと皆さんが思っていて、そのところで、例えば、既存データの移行に関する費用、これだけ大きな仕事であれば、当然、このコストは高いでしょうし、それは、既存業者のほうが圧倒的に有利な立場にあるわけです。

まず、1つお聞きしたいことは、チャレンジャーにとって、非常に大きなハードルを、コスト面で、どういう面で工夫をされているのかということが1つです。

もう一つは、先ほどの総合評価のことなんですけれども、僕は、現状だと、逆効果に働くと思います。競争性を下げる方向に働くと思います。チャレンジャーが強力な既存業者に勝てるケースは、基本的に2つだと思います。1つは、価格で勝負すること。だけど、今回、価格の比率は下げられている。もう一つは、現状、問題となっている特定のテーマが与えられて、そのテーマに対するソリューションが競われる場合です。

この2ケースしかないんじゃないかと思いますが、後者に関して、この今の総合評価の技術点が、非常に平板的で、そういう特定の解決すべきテーマを明確に打ち出して、その提案を非常に重視して、点数をつけるということが、あんまり見てとれないと思います。

この2点、総合評価の内容と今の引き継ぎの大きなハードルに関して、どういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○伊藤C I O補佐官 これは、我々の理解は、価格点重視にすると、現行が有利になると

理解しています。

それはなぜかといいますと、今、我々がやろうとしている更改の既存部分は、ある種、コモディティ化しているので、比較的価格競争領域に近い。しかし、先ほど申し上げましたように、我々が重視している領域、ネットワークを3つに分けて、真ん中から両方使えるようになるということは、補佐から説明がありましたように、国では私の存じ上げているところだと、2、3省庁しか入っていないという事実があります。

やはり、セキュリティーを担保して、かつ業務運用をよく回せるような仕組みをどう入れるかということは、既存事業者においても、全くチャレンジングな状況にあるという理解をしています。

そういった中で、価格点を重視してしまいますと、既存事業者は、要はリスクをできるだけ排除できる状況にありますので、中がわかっているがゆえに、価格を安く入札できるという理解をしています。

そのあたりにつきましては、実はRFIの中でチャレンジャーとなる会社、2社、3社、それは清本補佐のほうからご説明いただきたいと思います。そこから聴取した内容についても、チャレンジャーのほうから、今回はどうしても価格重視はやめてくれというような意見もいただいていると伺っていますので、その点については、技術点重視のほうが、競争参入障壁が下がるという理解をしています。

○井熊副主査 その点は理解しました。

○伊藤CIO補佐官 もう1点、データ移行の件。

○井熊副主査 もう一個の総合評価については、新規参入者が戦うんだったら、もう少し解決すべきテーマを明確にして、これを解決する提案を出してくださいというような形にしないと、技術点で勝てないと思います。

○清本室長補佐 その辺は、先ほど室長のほうから説明もあったように、予算の見積りのタイミングで、34社に声をかけさせていただいて、どういうふうに声をかけさせていただいたかという、今、現状、抱えている課題はセキュリティーだったり、例えば、現状のサービスを維持するための方法みたいなところを、かなりクリティカルに課題として、問題として、提起した結果、それを解決すべきソリューションは何なんだろうという話をしました。

今の現状の設計書を見せながら、見積もりをお願いするタイミングで、6月、7月、2カ月間ぐらいかけて、34社を呼んで、声かけをさせていただいて、今回、解決すべき課

題とそれを解決すべき要件をクリティカルにさせていただいて、会話させていただいて
います。

そのタイミングで見積もりをお願いしているんですけど、見積もりをお願いしたタイミ
ングで、かつ、新しい技術、新しいソリューションで、こう解決しますというシナリオを
持ってきていただいた上で、見積もりを確認させていただいていますので、前は、そこ
ら辺、予算のタイミングで会話ができてなくて、突然、意見調整と。

突然、仕様書を書いて、意見調整となってしまったので、かなり早い段階で、R F I、
新しい技術を確認するとともに、見積もりをお願いした経緯がございまして、長い期間、
会話させていただいて、その会話の中で、今回は標準的な機能では、なかなか勝負できな
くて、価格勝負になると、弱いので、できるだけ企画を重視した提案にさせていただくと、
非常にありがたいみたいなことも、会話としてありました。

○井熊副主査 今、そうであればいいんですけど、だとしたら、今の解決すべきテーマが
どこに書かれていて、それが総合評価のどこに表現されているか説明していただけない
か。

○清本室長補佐 キー・サクセス・ファクターという表をつくってまして、さらにボリ
ュームが増えてしまうので、今回、添付はしていないんですけど、一応、閲覧可能な資料
の中に……。

○大山専門委員 済みません、ちょっと横から口出して申しわけないけど、それは基礎点
で入っていて、その提案が認められなければ、失格とはっきりすればいいだけなんです
よね。その項目がありますかという質問で聞けばわかりやすい。そういう回答でいいと思
うんですけど、入っていますか。探しても、わからないんです。

○伊藤C I O補佐官 総合評価の得点の配点が、その解決すべき課題において重視される
配点になっていますかというご質問ですか。

○大山専門委員 というか、ソリューションがなければいけないんだったら、それが、ま
ず1つ、基礎点にあって、1つでもゼロ、失格だったら、バツがついたら、終わりなので、
そうすると、その意図は明確に伝わると言うんです。これを答えてくれということを、ち
ゃんと説明のどこかに書いておくことが大事で、そうすれば、今の……。

○井熊副主査 お話だと、チャレンジャーが、価格で劣後するわけですね。そうだとし
たら、これはすばらしい、これをやれば、セキュリティが上がるというような……。や
はり、それはこういう細かい点数なのかなと思うんですけど、もうちょっと固まりとなる

ような評価基準をつくってやらないと、それを表現できないと思うんです。伝わらないと思うんです。

だから、民間企業は、公共団体から要求水準書が出たときに、いろいろ提案書をつくるときに、どこに力を入れるかということをみんな考えるわけです。それが明確に伝わらなければ、これは合格点70点とればいいなというところは、71点ぐらいに力が入るようにして、ここは勝つところだなというところには、ものすごい人を投入して、アイデアを出して、ディレクターが提案書をつくるわけです。

だから、そこの凹凸をもうちょっとつけないと、先ほどのご意向のような評価になっていかないと思うんです。

○伊藤CIO補佐官 おっしゃるとおりで、セキュリティ対策の強化であるとか、この3ページ目の業務支援サービスは、各省はあまりやってないところなので、新しいチャレンジングなところがあるので、そのあたりのところを明確に評価しますというメッセージを、この中、例えば、総合評価の配点基準、採点基準などで、明確に打ち出すという対応で、今後、評価基準の配点を打ち出していく中でメリハリをつけていくということで、対応させていただくところです。

○石堂主査 今のお話は、結局、交付要綱の中に書き込みという理解でいいんですか。

○伊藤CIO補佐官 ええ。採点基準です。

○清本室長補佐 評価基準の表があるんですけど、その評価基準の中身を、もうちょっとブラッシュアップして、高めるという作業だと思うんです。

○石堂主査 ですから、それを交付要領の一部と考えればいいんですか。

○清本室長補佐 そうです。おっしゃるとおりです。

○石堂主査 わかりました。

○大山専門委員 でも、溶け込ませいるのでは、わからないと思います。だから、やはり、はっきりメッセージを伝えたほうがいいんじゃないですか。やってはいけない理由はないですよ。大丈夫ですよ。

○清本室長補佐 はい。基本要項の頭紙の中に入っています。

○大山専門委員 それがいいと思います。

○清本室長補佐 わかりました。

○石堂主査 その辺は若干改善したものにさせていただくという理解でいいですね。

○清本室長補佐 はい。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○井熊副主査 あと引き継ぎコストの話がある。

○石堂主査 引継ぎコスト。

はい。

○伊藤係長 引き継ぎ部分のお話ですけれども、現行システムの調達仕様の中で、現行システムのデータの抽出作業につきましては、前々回の調達では、前システムからのデータ抽出作業は、現行業者がやることになっていたのですけれども、現システムの調達仕様書の中では、データ抽出作業につきましては、現行システムの業者がやることになっているので、今回の調達に関しましては、データ抽出に関しましては、現行業者がやる。

次の業者は、抽出していただいたデータを現行業者から受け、引き継ぎまして、そのデータを新しいシステムに投入するような形になっておりますので、前回のような問題点は、今回は解消されております。

○石堂主査 では、よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、チャレンジャーにどういうふうにより提案をしてもらえるかというあたりで、若干、記入方の変更をしていただくということになると思いますので、厚生労働省におきまして、引き続きご検討いただきまして、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について、必要な修正を行い、事務局を通して、我々各委員が確認した後に、意見募集に行くようにお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただくようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（厚生労働省退室、国際協力機構入室）

○石堂主査 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、独立行政法人国際協力機構の国際協力人材センター運営及びPARTNERシステム再構築・運用保守業務の事業評価（案）について審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、独立行政法人国際協力機構国際協力人材部、高島部

長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、ご説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高島部長 ご紹介ありがとうございます。JICAの国際協力人材部の高島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の方々につきましては、本日ご多忙の中を、JICA、当機構の事業に関する審議のためにお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、国際協力人材センターの業務につきましてご報告いたします。私のほうから、初め概要をご報告させていただいて、その後、項目につきましては、担当の永瀬企画役のほうから説明させていただきます。

それでは、今回対象の国際協力人材センターでございます。JICAは国際協力を実施しておりますが、国際協力で活躍いただく人材と国際協力に係るさまざまな日本の団体がございますけれども、こちらを、うまく結びつける、マッチングをするという機能がございます。

それを実現するために、インターネット上のサイトとして、国際協力キャリア総合情報サイトPARTNERを運営しており、このPARTNERというものの運営管理ということと、そういった国際協力にかかわる方々の人材養成、人材確保に資するキャリアセミナーやキャリア相談といったような事業をするということ、の2つを大きな目的として、平成15年に、当時の国際協力事業団に設置されたものでございます。

非常にごく簡単にご紹介いたしますと、今日、お手元のほうに資料が幾つか配られてございますけれども、資料Dの後のカラー版のA4横、参考資料、委員限りということで配付いただいております、国際協力人材センター業務概要図という色刷りのものをござんいただければと思います。

今、簡単に申し上げましたとおり、この業務の中では、2つのコンポーネントがございます。国際協力人材センターというものの、例えばキャリア相談をしたり、広報・イベント管理をしたり、業務管理をしたりという右側の青いブロックの業務が1つ。

これを実行上、外に広めるために、インターネット上のサイトをつくってございまして、こちらをPARTNERと呼んでございますが、PARTNERのシステムの運用・保守等をするという左側のオレンジの部分の大きな2つのコンポーネントからなる業務でございます。

この市場化テストの対象ということで申し上げますと、ちょうど平成20年の段階でございますけれども、最初は青色の国際協力人材センターに係る委託業務ということで、対

象案件として選定をいただいた経緯がございます。

その後、これが3年間終わりました、第2期の契約の際に、実はこの2つの業務を1つにまとめる形の契約にいたしまして、その第2期中で、この人材センター運営とウェブサイト構築を含む運営管理の契約に一本化した経緯がございます。その形をとりまして、現在はちょうど第3期の契約でございます。この委員会のほうでもご議論いただいている実施要項に基づいて、事業の実施を行い、今回の実績評価というところにたどり着いたということでございます。

さて、現在の第3期の契約につきましては、平成26年7月25日から平成30年3月31日までの3年7カ月の契約となっておりますが、当初の7月25日という途中のところから平成27年3月末までは、システムの構築・整備というところに時間をかけまして、その後、3年間を運用という形で、今、動かしているところでございます。

契約の相手先はアクセント株式会社ということでございまして、第2期にも選ばれたところでございますが、今回も選ばれたという形になってございます。

資料4が当事業機構のほうから用意させていただいた資料でございますが、評価等を簡単にご紹介いたしますと、今回の契約の中で、事業の確保されるべき質の達成状況等々がございます。

資料4の2ページ目のところに、最初の表が一覧表として書いてございますし、2つ目の項目につきまして、同じく4ページ、5ページ目のところに、表として、達成すべき指標についての表記がございます。

ごくかいつまんで申し上げますと、評価項目として、今の段階で評価可能な項目は13項目ございますが、今回、平成27年度及び今年度の第2四半期までで、13項目中9項目を達成しているという状況でございまして、本センターが目的とする国際協力人材の拡充に寄与できているものと考えてございます。

平成27年度において、実は、一部、未達成の目標もございますけれども、こちらは、後でご説明いたしますが、一時的なものであったり、もしくは、画面の構成を変えたりして、その使い勝手の関係、合理化に伴うものであったりということで、事業そのものの質や成果には、悪影響がないものであると考えてございます。

また、今回のこの契約の入札でございますけれども、こちらのほうは2者以上の応札があったということで、競争性を確保しているという状況にございます。

また、経費のほうでございますけれども、こちら事業経費として、最初に始まりまし

た平成20年度比で、平成27年度、昨年度の段階で6.3%の経費削減。今年度、平成28年度でございますが、最大のインセンティブをもし払ったという前提で試算しましても、3.9%程度の経費削減が実現できているという状況になってございます。

こういった意味で、本事業に関しましては、基本的には順調に成果を達成するというところと、経費の削減も実現できていると認識しているところでございます。

また、この後でございますけれども、JICAは独法でございまして、独立行政法人の業績評価がございまして、実はこの国際協力人材センター業務は、この業績評価の1項目として挙げてございまして、毎年そういった意味の独法評価の対象ということにもなっておりますので、来年度以降につきましても、ずっと中期計画の評価の中で、外部の方々のご指摘もいただきながら進めていくということが予定されているという状況になってございます。

こういったことがございまして、次期の本事業につきましては、官民競争入札と監理委員会で決定いただいております市場化テストの終了プロセス及び新プロセス運用に係る指針に基づきまして、終了プロセスへと移行した上で、来年度以降、機構の責任において行うことができると考えてございます。

もちろん、このプロセスが終了したとしましても、この趣旨にのっとりまして、公共サービスの質の向上、コストの削減等については、今後とも努めてまいるという所存でございます。

以上、概要でございまして、この後、簡単に各項目を報告させていただきます。

○永瀬企画役 担当のJICA国際協力人材部の永瀬と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、事業の実施状況につきまして、簡単にポイントのみご説明いたします。

同じ資料4の1の事業概要につきましては、ただいま高島のほうでご説明いたしましたので、「Ⅱ、事業の実施状況、確保されるべき質の達成状況及び評価」からご説明したいと思います。

まず「(1)年間事業計画に基づき業務が確実に実施される」でございますが、こちらは、年間計画に基づいて、適切に実施しております。

続きまして、次のページになりますけれども、「(2)登録人材・登録団体がPARTNERを継続的に活用する」でございますが、こちらは、一覧にあります7つの項目のうち、4項目を達成しております。2項目が未達成、1項目は、今年度が評価の対象の初期値になりますので、評価不能となっております。

特に、1) 人材登録数、3) 登録団体数、4) 機構を除く情報掲載件数につきましては、こちらの表にありますとおり、指標を大きく超えて達成しております。例えばですけれども、特に登録団体におきましては、サッカーのJ1の大宮アルディージャが登録いたしまして、プロスポーツ業界初めてということで、広くメディアにもご報告いただきまして、PARTNERの名前を広めていただいたということもありました。

一方で、未達成の項目ですけれども、平成27年度、未達成の項目をいたしましては、「5) PARTNERトップページのアクセス件数」と、「7) ユーザビリティに係る問い合わせ数」がございます。

こちらにつきましては、まず、PARTNERのアクセス数の減少につきましては、こちらの資料に記載させていただいておりますが、利用者の利便性を考慮した画面レイアウトや画面遷移などのサイト内の情報アクセスの動線を見直しまして、トップページを経由しなくても、必要な情報にアクセスできるようにいたしました関係で、トップページのアクセス数が減少しております。そのため、リニューアル後も、PARTNERサイト全体のアクセス数自体は、平成26年度と比べましても、平成27年度は遜色ない数字になっております。

また、「7) ユーザビリティに係る問い合わせ数」ですけれども、こちら平成27年度は、平成26年度に比べて、若干増加しておりますが、これも、サイトのリニューアルに伴う一時的な増加と考えておりまして、実際に平成28年度に関しては、問い合わせ数が減少しておりまして、このペースでいけば、平成26年度に比べても、減少すると考えております。

続きまして、4ページ目の評価項目になりますが、「登録人材・登録団体に対して、質の高いサービスを提供する」でございます。こちらは6項目指標がございますが、うち4項目で達成していると考えております。

未達成の2項目ですけれども、「1) 掲載された求人情報のうち、採用に至った割合（マッチング率）」と、「3) 登録人材を対象としたPARTNERの利用者満足度アンケート」の2項目で、未達成になりました。

こちらなんですけれども、人材登録の取り組みを強化いたしまして、昨今、さまざまな方に登録いただいております。その一方で、国際協力団体からの求人に関しましては、国際協力経験を求めるなど、経験者を求めている傾向がございまして、人材と求人のミスマッチが生じていると考えております。この結果、採用率と、またアンケートの満足度も下がったと考えております。

なお、平成27年度のアンケートの回収率が大きく下がっている原因ですけれども、こちらにつきましては、求人の締め切りが第4四半期に集中したため、アンケートの回答期間が十分にとれなかったために、回答率が減少したものと考えております。平成28年度につきましては改善しておりますので、問題ないと考えております。

5)と6)は数値目標ではございませんが、「国際協力と日本の地方創生」でありますとか、「ワーク・ライフ・バランス」などの特集を掲載するなどの取り組みを行っております。

以上申し上げましたとおり、順調に指標を達成しております。

また、市場化テストにおいて、最も重要な趣旨の1つであるます受託事業者による創意工夫でございますが、こちらにつきましても7ページ目に記載させていただきましたが、数多くの提案をいただきまして、それらを実施しております。済みません、少し数が多いので、読み上げないですけれども、そのような形になっております。

続きまして、8ページ目の事業実施の状況でございますけれども、こちらは、表を2つ記載させていただきました。上のほうが、従来の実施内容と現在の経費を比較したものでございます。

下のほうは、現在の契約の範囲を従来にものに合わせて、記載したものになっております。下のほうに関しましては、特に平成20年度ですけれども、3本の契約、PARTNERの運営と、サイトの運営と、サーバーの借用という3本の契約が1つになった形になっております。こちらも記載のとおり、減少をしております。

平成20年度と比べまして、平成27年度につきましては、報奨金、インセンティブの426万3,037円という金額を加えましても、全体で383万539円のマイナス、高島からありましたように、6.3%の削減となっております。平成28年度につきましても、同様な削減を達成すると見越しております。

この先はまとめになります。既に高島からご報告いたしておりますので、私のほうからは割愛させていただきます。

以上、実施状況のご説明になります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同事業の評価（案）につきまして、総務省より説明をお願いします。

説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 総務省より、資料Dに基づきまして、評価をご報告申し上げます。

なお、事業の概要につきましては、JICAより説明がありましたので、割愛させていただきます。

また、評価につきましても、JICAの自己評価のとおり、質については良好であること、また経費についても、非常にコストが下がっているということで、良好であると考えております。

4 ページの「5 評価のまとめ」となります。「5 評価のまとめ」ですが、業務の実施に当たり、確保されるべき達成目標として設定された質については、平成27年度、平成28年度の第2四半期まで、ともに未達成の目標があったものの、『国際協力の仕事に携わりたい個人』と『国際協力にかかわる人材を求めている団体』の情報を、個人と団体双方に利用しやすい形で提供する」との事業目標に大きく寄与しており、質は確保されたと評価できます。

また、民間事業者の改善提案により、ホームページのユーザビリティ向上やマッチング精度の向上、セミナーに関する作業効率化等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費につきましても、3.9%以上の経費削減が図られており、公共サービスの質の維持の向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。

「6 今後の実施方針」ですが、本事業の市場化テストは今期が3期目であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりでございます。

実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。

国際協力機構に設置している外部有識者を複数名含んだ評価委員会において、事業実施状況のチェックを受けている。

入札において、2者の応札であり、競争性が確保されていた。

確保されるべき公共サービスの質において、一部未達成があったものの大半の目標を達成していた。

経費削減において、従来経費からの削減率3.9%以上の効果を上げていた。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針、Ⅱ.1.(1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関

する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国際協力機構が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思っております。

総務省からは以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○早津専門委員 説明ありがとうございます。

基本的なところで恐縮なんですけれども、質を達成できなかった項目の1つ目で、トップページアクセス件数という話があるんですけれども、これは、結局は、むしろ各コンテンツへのアクセスが、トップページを介さなくてもよくなって、利便性が向上したという評価なんですよね。

これは、トップページのアクセス数が、年間何回以上になった場合には、契約金額0.何%という報酬が払われることがあるということなんですけれども、今回の扱いは、どういう扱いになるんですか。やはりトップページを介してないから、介してなければ、やはり報酬のパーセントにはつながらないという理解でよろしいですか。

○稲村次長 昨年度の評価におきましては、達成をしなかったということで、インセンティブの対象にはなりませんでした。

○早津専門委員 それは、今後も変わらないんですか。トップページを介さなくて、利便性が向上しているのであれば、各コンテンツへのアクセス数で、報酬を考えなければ、利便性がアップして、むしろペナルティーではないですけど、報酬を得られないという状態が今後も続くのかなという疑問が。

○稲村次長 おっしゃるとおり、業者の工夫が、結果として、評価のマイナスにつながりかねないということは問題であると認識しております。

ただ、一方で、（現行）契約の中身の変更となりますと、本委員会の審議との関係もありますので、事務局でご相談させていただければと思います。

○早津専門委員 あと1点、済みません。

アンケートなんですけれども、アンケートの回収率が目標に達成しない場合も、何らか

の利益が得られないとか、ペナルティーみたいなものはあるんですか。

○稲村次長 インセンティブの対象になってございません。

○早津専門委員 これは四半期に集中すると、やはり時間がないからというご説明があったんですけども、これはそうであれば、四半期だけ達成率を低くするとか、今後そういうご検討はあるんでしょうか。

できないものを設定しても、要するに、できなかった理由について分析するのであれば、そこを改善したほうがいいのかなと思ったんです。

○稲村次長 おっしゃるとおり、昨年度の場合は、募集期間を長目にとっている団体が多くて、締め切りが3月であったりしますと、アンケートをとったとしても、取りまとめの時間がなかったということが問題といたしますか、低くなった原因でございます。

ただ、今回、上半期までの募集においては、回収率が比較的よくなっておりますので、今年の問題にはならないのかなと考えております。

○石堂主査 今のお話を聞いていますと、要するに、システム全体としては改善されて、それが、結果的に業者のモチベーションを下げてしまうような結果にならないようにとか、要するに、業者の努力が適正に評価されるような賞罰制度に、必要があれば、変えていく必要があるという指摘だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかいかがでしょうか。

○小尾専門委員 済みません、これは、実際に構築されているパートナーシステムそのものの権利関係は、JICAが持っているんですか。それとも、今の業者が持っているんですか。

○永瀬企画役 登録データですとか、ホームページでいろいろコンテンツを出しておりますけれども、そちらはJICAに帰属しておりますので、次も必要に応じて使おうと思っておりますが、仕組みというんでしょうか、サービス自体はお借りしているものですので、それ自体はお返ししてございます。

○小尾専門委員 最初の段階だと、多分、比較的シンプルなシステムになっているような気がするんですけど、こういうふうにならずにずっと改善を繰り返して行って、使いやすいシステムになることはいいんですけども、そうすると、新たにそれをもう一度構築するという費用が結構かかってしまう可能性も高いので、今回、もし卒業ということになって、今後、自分たちでやっていくに当たっては、少し注意されたほうがいいかなと思ひますので、そこら辺は気をつけてください。

○高島部長 ご指摘ありがとうございます。十分注意したいと思ひております。

例えば、3年で契約を変えてまいりますので、我々もその次のシステムをつくる際に、やはりどこをどうしたらよかったし、どこはどう変えてほうがいいのかということは、まさに契約のときにうまくあわせた形で直して、途中でそういった追加的なものが、できるだけ発生しないようにということは、心がけたいと思ってございます。ありがとうございます。

○石堂主査 ほかよろしいでしょうか。

それでは、本審議はこれまでといたしまして、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○高島部長 ありがとうございました。

(国際協力機構退室、国土交通省（運用課）入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、国土交通省の空港有害鳥類防除業務（新千歳空港・函館空港）の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、国土交通省航空局交通管制部運用課、遠藤課長より、ご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○遠藤課長 国土交通省航空局運用課、遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

実施要項に入る前に、資料の一番後ろのほうについているA4横で、まず、概要をご説明させていただきたいと思います。

今日ご審議いただきます空港における有害鳥類防除業務の概要ですけれども、当該業務は、空港及びその周辺における航空機と鳥の衝突を防止することを目的としております。

業務委託先の専従要員に空港に常駐していただきまして、年間を通じて、空港内を車による巡回パトロール、右のほうの中段、写真というか、絵といいますか、ありますように、花火や銃器を使った鳥の威嚇作業、また鳥の動静把握等を行うものでございます。

現在は、国の空港で有害鳥類防除業務を実施している空港の一覧が右下のほうに載せてございます。赤字の新千歳と函館が、今日ご審議いただくものでございます。

左下の折れ線グラフですけれども、青い線が、通称、バードパトロールと私どもは呼んでいますが、鳥類防除業務をやっている空港における1万離着陸回数当たりの鳥衝突件数、赤いものは、そういうことを実施していない空港の鳥衝突件数。やはり、バードパトロールを導入することによって、有意な差が見られているものでございます。

一番最初に戻りまして、競争入札実施要項（案）については、担当からご説明させていただきます。E-2の資料でございます。

○田村係長 それでは、新千歳空港有害鳥類防除業務における民間競争入札実施要項（案）について、私、田村からご説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

開いていただきまして、2ページ目からご説明させていただきたいと思います。昨年ご審議いただきました熊本から、実施要項は大きな変更はございませんので、ポイントのみご説明させていただきたいと思います。

2ページ目の上の表です。防除機器及び材料は、以下を標準とするというところがございます。銃器、実包、空包、クラッカーといったもの、煙火、煙火を使う発射台、ディストレスコール音源といったものは、鳥が嫌がる音を鳴らすものでございます。暗視ゴーグルは、夜間について、鳥を観察する際に使用するものでございます。

熊本のときには、爆音機を設置しておりましたが、函館と千歳につきましては、函館は特に住宅街と近い等もございまして、騒音の関係から、設置はしておりません。

続きまして、3ページ目、1. 1. 4、防除業務実施体制をご説明させていただきます。

こちらにつきましては、表に標準例がございます。通常期、多発期を設けておりまして、文字のとおり、多発期につきましては、夏場、鳥がよく出現する時期を7月から11月、通常期を4月から6月、12月から3月に設定しております。

こちらにつきましては、多発期においては、時間を通常時間より長くし、定期巡回の回数も1回増えているとなっております。

続きまして、6ページ目に飛んでいただきまして、1. 2のサービスの質の設定について、ご説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、1. 2. 1、防除業務の質の表について、ご説明させていただきたいと思います。信頼性の確保ということで、鳥衝突率につきまして、目標値を設定しております。10.9件を超えない。こちらにつきましては、過去5年間のバードパトロールを実施していない空港の平均の数になります。これを超えないということを目指しております。

次に、作業の安全性に係る品質の確保ということで、防除業務の不備に起因した1. 1. 4の（1）⑤の（ア）から（エ）の事態を発生させない。こちらをゼロ件にさせていただいております。こちらにつきましては、航空機の運航に影響を及ぼす事態、また、人の死傷といったものの発生、銃器を使いますので、そういった事故、火薬を使いますので、そ

ういったものを発生させないというものを、ゼロ件というふうにさせていただいています。

昨年にご審議いただいた際に、もう一つ項目を設けておりまして、航空機への鳥衝突に起因する人の死傷、事故といったものも発生させないということも求めているところでございますが、先生方のご提案もありまして、こちらのほうは、昨年に引き続き、求めないとしております。

続きまして、8ページ目に飛ばさせていただきます。

3. 入札参加資格に関する事項でございます。こちらにつきましては、3. 8が防除業務の実施体制について求めているところでございます。大きく分けまして、3点、作業員の体制、2点目が作業員の心身の健康管理、3つ目が研修・訓練の体制を求めています。こちらにつきましては、前回の実施要項から変更はございません。

また、グループで参加する場合につきましては、グループ全体でこの要件を満たしていればよいとしております。

続きまして、9ページ目の3. 9、定期便の就航する空港の制限区域内において、役務の提供に関する業務の経験を有すること。こちらにつきましては、グループで参加する場合、JVで参加する場合につきましては、代表企業に求めているものでございます。

続きまして、11ページに飛ばさせていただきます。5. 対象公共サービスを実施する者を決めるための評価基準につきまして、ご説明させていただきます。

12ページに飛んでいただきまして、評価点を記載させていただいております。落札者を決定いたします評価点の計算式ですけど、標準点が100点、加算点が43点を加えさせていただきます。それらを入札価格で割ったものを評価値としております。

こちらの計算式は昨年と同様でございますが、公共工事における総合評価落札方式のガイドラインに基づき、国交省が定めているものに基づき、設定したものとなっております。

こちらの昨年からの変更点でございますが、女性活躍のワーク・ライフ・バランスを推進している企業について、加点を設けております。

変更点とポイントは以上になります。簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 私から。

○石堂主査 はい。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございました。

要項はいろいろ工夫して、変えられていただいて、これまでの説明会でも複数社が参加しているんですけども、いま一つ、もう一步、応札までなかなか応じてくれないというところの原因と、次の公募での対応策について教えてください。

○田村係長 ご説明させていただきたいと思います。

昨年ご審議いただきました南九州地区でございますけど、こちらにつきましても、現地の4つの空港のうち鹿児島で、セミナーを実施させていただきました。その4つの空港のうち、鹿児島空港におきましては、2者応札に一応になりました。

今後ですが、鹿児島につきましても、2者入ったわけですが、警備をやっている会社が、一部、興味を示していただいて、札入れに参加していただいたところです。昨年も申し上げたかもしれませんが、やはり、日本におきましては、銃器を使った業務はなじみがないうるか、そういったところもあるので、猟友会などといったところにジョイントしていただくことが一番良いのではないかと、担当としては思っているところでございます。

引き続き、今年も11月中にセミナーを、東京、大阪と、今回、市場化テストを実施いたします千歳でやらせていただくところでございます。実際、千歳につきましても、まだ申し込み中ですけど、申し込みを希望される社が何社かあるところでございます。

○井熊副主査 もう出てきているわけですね。

○田村係長 はい。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

私は、仙台も、熊本、宮崎もやってきて、あまり疑問に思っけなかつたんですけど、鳥を打ち落とすことが目的ではなくて、追い払えばいいわけですね。銃器というのは、絶対必要なものなんですか。

○田村係長 私たちも、鳥防除、鳥の有識者の先生のご指導を仰ぎながら、いろいろこういった対策をやっているところなんですけど、世界的に見ても、やはり、こういう銃器を使って、追い払ったりします。

○石堂主査 打ち落とす？

○田村係長 やはり、そういったことも必要。かつ、世界的に見ても効果があると認められているものでございます。

○石堂主査 わかりました。

○井熊副主査 済みません。

○石堂主査 はい。

○井熊副主査 こういう銃を持って作業するということは、こういう空港だけではなくて、ほかのいろいろな分野でも不足していて、その人たち自身の数が少ないということもあるんですけれども、ほかの分野でこういう銃を使える人が、空港だから、何となくやめておこうとか、空港だから足踏みしている状況があるんですか。

○田村係長 我々もわからないですけど、特段、空港だから入りにくいといったことは無いとは思っております。

先生が言われたとおり、実際、そういったものを取り扱う人口自体が減っているというふうには、我々もニュース等では存じ上げているところではございます。

○石堂主査 ほかいかがですか。よろしいですかね。

それでは、本実施要項の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、主査である私にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○石堂主査 委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省（運用課）退室、国土交通省（空港安全・保安対策課）入室）

○石堂主査 それでは、国土交通省の東京国際空港施設保全関係支援業務委託の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課、坂課長より、ご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○坂課長 空港安全・保安対策課長の坂でございます。本日はよろしくお願いいたします。

先日は、地震対応の関係で、延期となりご迷惑をおかけしました。

○石堂主査 大変でしたね。

○坂課長 幸いなことに、空港は特に問題はなかったですけども、現地では、まだ被災された方がいらっしゃいますので。

本日は、東京国際空港施設保全関係支援業務委託の関係でご説明をさせていただきます。

業務概要を、私からご紹介をさせていただきまして、実施要項（案）については、担当からご説明をさせていただきます。

本業務につきまして、東京航空局の東京空港事務所、羽田空港でございますが、羽田空港の事務所で、空港土木施設の保全業務をやっております。空港土木施設の保全業務に関する支援業務という形で、本業務は成り立っておりますということでございます。

大きく分けまして、保全計画と支援業務ということでございますが、羽田空港は、滑走路が4つございますし、誘導路を含めると、非常に広い範囲で土木施設がございます。これらの施設の日々の点検業務をしておりますけれども、その業務の記録を管理システムへデータ入力をしたり、結果の整理をし、さらに必要に応じては、施設の改良、改修、修繕ということがございます。

そのたびに、空港基本図だとか、施設台帳といったものを修正していくという業務でございます。こちらの業務を、保全計画と支援業務という形でしておりますということでございます。

もう一つのポジションとしましては、私ども、こういった施設保全業務をしておりますけれども、また、さらに詳しい調査だとか、工事が必要だという場合がございます。こういったものを、直ちに調査、設計、工事も含めまして、発注図書を作成、C A Dや数量総括表といったものを作成すること、さらには、それに伴います調査業務の積算、工事業務の積算といったものを根拠資料を作成する。最終的には、データ入力というところまでしていただくということでございます。こういった調査設計等支援業務がございます。

点検したデータを入力し、そこから必要になった調査、工事に関する業務をまた発注するわけでございますけれども、そちらの発注の支援業務という形の一連の業務を、今回、支援業務委託という形でやっております。

最終的には私ども、事務所、全国を通じまして、空港施設C A L Sというものがあります。施設管理データを、この中に一括して登録するということになってございますので、最終的には、この点検データを整理し、入力をするということでございます。

一方で、調査設計等支援業務といいますものは、発注図書を作成し、最終的には空港土

木工事積算システム、これは羽田の事務所のほうでは、こういったものを運用してございますけれども、そこへのデータ入力をしていくという形のものでございます。

こういった大きく2つのポジションからなる業務を、今回の対象とさせていただいているというところでございます。

引き続きまして、実施要項（案）を、担当からご説明をさせていただきます。

○大久保専門官 空港安全・保安対策課の大久保と言います。よろしくお願いいたします。

資料F-2の実施要項（案）に沿って説明をさせていただきます。

4ページですが、1番目に、対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項ということで、1. 1で、対象公共サービスの詳細な内容をお示ししております。この内容につきましては、今、坂からご説明をしましたので、割愛させていただきます。

続きまして、ちょっと飛びまして、5ページでございます。1. 2の確保されるべき対象公共サービスの質でございます。

達成目標としまして、大きく2つ挙げております。1つが保全計画等支援業務に関するもので、3つございまして、管理システムへのデータ入力及び更新等、2つ目が点検結果の整理、3つ目が施設管理図の更新、各々について、それが適正に実施されることで、目標を決めております。

もう一つが、調査設計等支援業務でございます。これにつきましては、1つ目が資料の収集及び現場条件等の確認整理、2つ目が発注図書の作成、3つ目が積算に必要な根拠資料作成、最後、4つ目が積算システムデータ入力ということで、各々の目標値を定めております。

続きまして、1. 2. 2の達成水準のモニタリングの方法（業務評価）でございます。

業務の目標の達成状況を確認・評価するため、以下の評価項目により算定するものとし、業務成績評定に反映するというようにしております。

これも大きく2つに分けておりまして、1つ目が業務の執行状況に係る評価項目、2つ目が業務執行上の過失等に係る評価項目としております。

1つ目ですが、これが3つに分かれておりまして、専門技術力、管理技術力、取り組み姿勢、でございます。

2つ目の業務執行上の過失等に係る評価項目としましては、業務執行上の過失等、5つの項目がございます。

続きまして、１．２．３の創意工夫の発揮可能性ですが、受注者の創意工夫を発揮しまして、公共サービスの質の向上に努めるということにしております。

これも２つございまして、業務の実施方針に関する提案、２つ目が業務に対する技術提案ということでございます。

８ページでございます。

３．の入札参加資格に関する事項ですが、今回、単体企業と設計共同体、いわゆる入札参加グループについても、本業務は可能だという位置づけにしております。

単体企業につきましては、（３）で平成２７年、平成２８年度で、東京航空局における測量及び建設コンサルタント等に係るＡ等級の一般競争（指名競争）の参加資格の認定を受けていることを設定しております。

９ページですが、３－４で、申請書の提出者に関する要件がございます。

１番目に、中立公平性に関する要件ということで、本業務の履行期間中に工期がある当該業務の対象となる工事または調査、設計、測量業務に参加している者及びその対象となる工事または調査、設計、測量業務に参加している者と資本面、人事面で関係がある者は、本業務の入札には参加できないとしております。

対象となる工事または調査、設計、測量業務に参加、ということに関しましては、当該工事等を受注していること、あるいは、当該工事の下請をしていることを指しております。

１０ページですが（３）業務実績に関する要件としまして、下記に示される業務につきましては、平成１４年４月１日以降と、これは過去１５年分を対象ということにしております。これ以降に完了した以下に示す業務の実績を有していることとしております。

業務について、空港の工事に関する建設コンサルタント業務または測量、調査業務もしくはこれらに準じた業務ということにしております。これにつきましては、発注機関については問うておりません。

３－５では、配置予定管理技術者に対する資格等要件ということで、設計共同体により業務を実施する場合は、配置予定管理技術者は代表者たる構成員から配置する。また、配置予定管理技術者につきましては、照査技術者を兼務できるが担当技術者は兼務できない、ということにしております。

（１）に、配置予定管理技術者の資格を記載しております。配置予定管理技術者につきましては、以下のいずれかの資格を有するということで、例えば技術士とか、ＡＰＥＣエンジニア等々の資格を明記させていただいております。

11 ページですが、(2) の配置予定管理技術者に必要とされる同種または類似業務等の実績ということでお示しをしております。これにつきまして、平成14年4月1日に完了した以下に示す同種また類似業務の業務実績を有することとしております。同種または類似業務の実績につきましては、管理技術者だけではなく、担当技術者として従事したのも認めております。また、元請として、同種または類似業務に従事した経験のほか、下請、出向または派遣、再委託を受けて行った業務実績も、同種または類似業務として認めております。発注者として従事した同種または類似業務の経験につきましても、実績として認めております。

1) に、同種業務を明示しておりますが、同種業務につきましては、空港の工事に関する発注者支援業務。これにつきましては、発注機関については問うておりません。

2) に、類似業務でございますが、空港の工事に関する設計または調査、測量に関する業務。これにつきましても、発注機関は問うておりません。監理（主任）技術者として従事した空港の工事を対象としております。工事につきましても、業務として認めております。

3-6 ですが、配置予定担当技術者に対する資格等要件ということで、これにつきましては、以下のいずれかの資格等を有する者としており担当技術者を複数名配置する場合につきましては、1 名については、資格要件を満たさなくとも配置が可能といたしております。

有する資格としては、技術士、技術士補など、幾つかの資格を明示しております。

また、空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者というところも、記載をさせていただいております。

12 ページですが、4. 入札に参加する者の募集に関する事項ということで、入札の実施手続及びスケジュールをお示ししております。

公告につきましては、今年の12月上旬に予定をしております。

入札書の受け付け期限は、平成29年2月上旬。

入札も同じく2月上旬。

落札者の決定が2月下旬。

契約締結が平成29年4月1日以降で、予定をしております。

13 ページですが、5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項です。

受注者の決定につきましては、総合評価落札方式により行うことにしております。

落札者の決定方法につきましては、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、総合評価の評価方法によって得られた数値の最も高い者を落札者といたします。

総合評価の評価項目でございますが、14ページに表を示しております。

15ページですが、(3) 総合評価の評価方法ということで、評価値の算出方法は、価格評価点と技術評価点を足したものが、評価値になるとしております。

2) に価格評価点の算出方法、3) に技術評価点の算出方法をお示ししております。

16ページですが、(6) 履行確実性に関するヒアリングを設定をしております。

17ページですが、6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項ということで、別紙ー1に従来の実施状況に関する情報の開示のとおり、ということにしております。23ページを見ていただけますでしょうか。

1. に、従来の実施に要した経費等、平成25年度から過去3年度分の受注額を示しております。

2. に、従来の実施に要した人員ということで、業務従事者に求めた知識・経験等ということで、管理技術者は、満たすべき経験に関する要件や技術に関する要件をお示ししております。

24ページですが、これにつきましては、各々の項目に関する配置の人数の実績を示しております。

25ページですが、4. の従来の実施における目的の達成ということで、7つ項目がございます。この7項目全てにつきまして、適正に実施がされていたという評価をいたしております。

26ページですが、5. 従来の実施方法等ということで、業務フロー等により業務を実施しております。

最後、6. に、従来 of 応札状況でございますが、過去3年とも、応札参加者数としては、1者という実績でございます。

17ページに戻っていただきまして、7. の受注者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により受注者が講ずべき措置に関する事項ということでお示しをしております。

18ページですが、(4) 中立公平性に関する要件ということで、本業務を受注した者及

び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、当該業務の対象工事、設計、調査及び測量業務に参加してはならないとしております。

20 ページですが（8）の契約の変更及び解除ということで、申請書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できないとしております。

21 ページですが、8. に、受注者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し、契約により、受注者が負うべき責任に関する事項をお示ししております。

9. には、対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項をお示ししております。

最後、10. でございますが、その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項ということでお示しをしております。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○梅木副主査 よろしいでしょうか。

○石堂主査 どうぞ。

○梅木副主査 ご説明どうもありがとうございます。

6 ページ目のところで、1. 2. 2で、達成水準のモニタリングの方法（業績評価）について記載されています。以下の評価項目により算定するとして、列挙されているのですが、具体的にどのようにモニタリングをして、業績評価に反映されることをお考えなのかという点。

この中に、（1）の中の2）管理技術力のところに、②として、打ち合わせの理解度という項目があり、評価の項目としては、曖昧ではないか、具体的にどういうモニタリングをされるのか、また打ち合わせの理解度については、どのようモニターされるのかという点もあわせて教えていただけますでしょうか。

○石堂主査 いかがですか。

○猪岡課長補佐 それでは、最初のご質問でございますが、モニタリングの方法でございます。

これは、通常、私ども、業務の指示書をお出しいたします。仕事の内容と期限を示すよ

うな形にしておりますので、まさしくそのとき成果品がその期限に間に合うかどうかといったところで、確認させていただく予定にしております。

打ち合わせの理解度でございます。これは、まさしく出てきた内容でございます。私どもが指示した内容のものに適合しているかどうかといったところを確認させていただくという形で、実施させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○梅木副主査 ありがとうございます。

その場合、今のお話ですと、打ち合わせの理解度ということではなく、提出されてきたものを見て、指示書どおりの内容がちゃんと結果報告書に出ているのかという点の評価ではないかと思いますが、いかがでしょうか？

○猪岡課長補佐 指示書をお示しするときに、管理技術者の方にその内容を、そのとき、一緒にご説明させていただきます。

○石堂主査 おそらく質問の趣旨は、今おっしゃったように、指示書を出して、そのとおり行われたかという返事が来たときに、その回答を見て、いわば国交省のほうで、これは取り組み姿勢がなっていないなどの解釈をしていくということなんですか。

要するに、ここに書いてあるような項目がどうであるかということを、国交省としては、どうやって知ることができるのかというときに、指示書どおり仕事が行われたかどうかということから、読み取るというふうにはしか聞こえないんです。

○坂課長 はい。

○梅木副主査 そうなのですね。

○石堂主査 的確な履行とか、こういうものはわかりやすいんですけど、先ほど……。

○梅木副主査 一般的に業務の評価、パフォーマンスの評価をするときに、打ち合わせの理解度という項目が入っているのを見たことがなく、では、具体的にこれを判断するときの判断基準はなんですかという点が論点になります。

よく理解していると感じたのかどうか、ということは、主観が結構入ってくる部分だと思いますので、何を意図されているのかということ、もう一度、踏まえた上で、表現を明確にしたほうがいいのではないかと思います。

○坂課長 はい。

○石堂主査 要するに、どういう行動をとれば、どう評価されるんだろうということを、受注者の側がわかるものでないと、不安材料にしかならないんじゃないかということだと

思いますので、よろしくお願いします。

ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○早津専門委員 平成26年から説明会の参加者も1者となっているんですが、平成25年は3者あったということなんですが、この3者で、その後、説明会にも来ていない者が、どうして来ないかという理由と対策を、どのようにされてきたのかということをお教えいただければと思います。

○石堂主査 いかがですか。

○坂課長 3年前の3者に対してということではないのですが、一般的な実績のところにもヒアリングをさせていただきます。

一目の理由としましては、業務が長期間になるので、その間の、技術者を確保できなかったから、ということが、まず第一でございます。

2つ目ですが、同じようなことでございますけれども、継続的な雇用、継続的に必要な技術者をしっかりと確保し、ほぼ毎月の業務の中でやっていくということで、その体制がなかなか組めなかったということ。

3つ目は、中立公平ということですので、本業務に関連する工事、それに伴う設計、他の業務ができないというところで、それについては、会社のほうでご判断をされたのではないかというところが、主な理由だと考えております。

○石堂主査 よろしいですか。

○早津専門委員 はい。ありがとうございます。

○猪岡課長補佐 先ほどのご説明を追加させていただきますが、平成25年度に、説明会参加者の方は、確かに3名ということでございます。それ以降、平成26年、平成27年で、1者でございます。これに対しまして、私どもといたしましては、とった対応ということでございますが、入札手続を若干早めたりしています。

また、平成27年でございますが、今日これまでの実績をご説明させていただきましたが、対象となる業務実績がそれまでは10年だったんですが、15年に拡大したといった取り組みを行っております。

○井熊副主査 この事業だけではなくて、空港関係の仕事は、競争率が非常に低いケースが多くて、やはり、非常に特殊性があると思われるのかなと思うんですが、この仕様書で一番問題だと私が思うことは、業務実績、同種業務、類似業務の定義に全て空港とい

うことが書いてあって、空港での実績をもって、実績であり、類似業務である、同種業務であるとしてあるわけです。

こういうふうに、この業務をほとんど1社がやっており、かつ、そういうふうに、類似業務、同種業務を定義したら、これで、この会社しか勝ちようがないという入札仕様書に、そもそもなってしまうのではないかと。

総合評価でも、そういう類似業務、同種業務の点数は、それなりの点数があって、その類似業務は、空港ということが全て頭に来てしまうと、例えば、ここのこの業務でもって、ここに書いてある業務で、この業務だけをぱっと見たときに、空港での実績がなぜ必要なのかは私はよくわかりません。

これは、国土交通省が適切な業務指示をされれば、A等級の建設コンサルタントであれば、空港での十分な実績がなくても、これはできる業務ではないですか。

○猪岡課長補佐 まず最初に、本業務を実施できる可能性のある者としては180社ぐらい、数字的には、そのぐらいの業者がいらっしゃいます。

私どもといたしましては、これは支援業務という内容になってございます。基本的には、我々の業務の支援をしていただくという意味では、空港における相応の技術、経験を持っていたかないといけないと思っております。

○井熊副主査 そういうふうに言っていたら、いつまでも一者入札は直らないと思うんです。180社というのは、A等級の事業者ですか。それとも、空港の工事に関する発注者支援業務を行った業者の数ですか。どちらですか。

○坂課長 空港の業務を行ったことがある業者です。

○井熊副主査 それで、A等級の会社が180社あるんですか。

○坂課長 はい、ございます。

○井熊副主査 それで、1者しか出てこないんですか。

ここで、類似業務や同種業務の中で、「空港の」を外すことに何か問題があるんですか。

○猪岡課長補佐 先ほどお話しさせていただいたとおり、あくまでも支援業務でございしますので、そこは、空港における業務実績のある者、我々の業務を理解していただいている者としています。

○井熊副主査 でも、データ入力、点検結果の整理、施設管理図の更新、資料の収集整理、発注図書の作成は、建設コンサルタントとしての適切な技量があれば、空港での実績がなければ、絶対できないという業務ではないのではないですか。

○猪岡課長補佐 調査設計等の支援業務でございますが、こういった場合に、例えば、ボーリングするなり、ある1つの調査するにしましても、やはり、通常の道路などとは違いまして、対象のエリアは夜間でないと立ち入ることができない等があります。

詳しく言いますと、空港においては、制限表面というものがございまして、滑走路から外れたところでも、飛行機が入ってきますので、進入表面もございまして、そういった場所などの特性、要件等をちゃんと把握していただいて、ここは昼間にできるのかとか、そういったところをご理解いただいて億必要があります。

最初の一步のところから、まず現場を把握して、そこがどういう条件のところかと、そこは最低限の知識を持っていたかかないと困る、というところでございます。

○井熊副主査 それなりにほかの分野でも実績のあるエンジニアであれば、そういう空港として知っておいてほしい情報を適切に国土交通省が伝えれば、業務はできるんだと私は思います。

○猪岡課長補佐 今、1つの具体例だけをお話しさせていただきましたが、空港の中は、通常の場合とはほんとうに違っておりまして、当然、エアライン、航空機との関係もございまして、また、航空保安無線施設といったものもございまして、やはり、我々が望むものとしましては、空港の最低限の知識は持っていたかかないと、そこは無理だと思っています。

○石堂主査 別な角度から見れば、世の中にいる業者が初めて空港の業務に入っていく機会は、どうやって得られるのかという感じになろうかと思うんです。要するに、来るんだったら、前に空港の仕事をしなければだめと言った瞬間に、初めて空港の仕事をするときには、どういう入り口がある？

○坂課長 本業務が全てというわけではありませんので、現実、私ども、いろいろな空港関係の調査だとか、設計業務、さらには、要するに、建築工事とか、設備工事、土木工事は当然しております。場所、場合によっては、一般区域の場合では、当然、空港でやったことはなくても、そういった現場条件に合ったところをやっていくところはやっております。

ただ、本業務については、そういった業務を発注するための支援業務でございますので、支援業務を行うという意味では、臨機に空港の場所、場所による、そういった制限、立ち入りの制限から作業の制限は理解をした上で、支援をしていただくという意味で、そこは必要なものだと考えております。

○井熊副主査 ご理解いただきたいことは、国土交通省が、空港の仕事をきちんとやる責務を負っていらっしゃるということが、まず1つあるんですが、そもそもなぜここで、こうやって会議が行われているかということは、そういう業務の発注において、もっと競争性を上げていただきたいというところがあるわけです。

そういった意味では、もう一つの国土交通省の責任として、こういう業務に参加する事業者にもっと広く門戸を開いて、競争性を高めるというところに対して、もう少し積極的になっていただきたいという部分もあるわけです。

現実問題として、ずっと説明会に1社しか来ないということは、相当、特殊な状態なんだと思います。やはり、そもそもここは空港と、ここは行ってもしょうがないと、皆さんが思っているから、だから、説明会に来てないんだと思うんです。

説明会にも複数社、来ないということは、この委員会でも、ものすごく特殊な案件です。ですので、やはり、こういう実績であるとか、そういったものに対して、もっと広目に解釈していかないと、いつまでたっても、この状態は直らないんじゃないですか。

○猪岡課長補佐 私どもとしましては、今回、市場化テストとして、この業務を実施していくということで、当然、今まで、やはり、ネームバリュー的にも私どもの業務を知らない方が多いのではないかとということで、この市場化テストに採用されたことで、幅広く知っていただけることが一つございます。

もう一つ、私ども、今回は、昨年度と比べまして、やはり、公告期間をかなり早目にご案内させてもらって、それで、また技術者を確保する時間といったものも、多分、長く必要ではなかろうかといったところで、今回はトライアルさせていただきたいということで思っています。

前回は若干遅かったところもあるんですけど、そのようなことを考えております。

○石堂主査 これは、A等級に限定するということも、国交省のほうでいろいろお考えのある中で、やはり、そこは、ある意味では譲れない一線、共同参加のものも、全構成員がAでなければならないということも、いわば、譲れない一線ということに変わりはないですか。

○坂課長 それは、そうですね。今回の業務の目的ということから、相応の技術力と人、そういった意味での能力、我々としては、発注の額の基準もございますので、その辺につきましては、守っていきたいというところがございます。

もう1点、お話しさせていただきますと、やはり、私どもの業務、国土交通省全体とし

ましては、航空局は、業務量というんですか、事業としては、ほかの地方整備局と比べますと少しマイナーといったところがあります。

そういった意味では、先ほど言いましたけど、一番大きいことは、180社ポテンシャルがある会社があるのだけれども、あまり本業務をご存じないというところがあるかと思います。先ほど、要因としましては、よくやられる会社からはヒアリングができるんですけど、全く知らない、地方自治体では業務の実績があるのだけれども、国の、航空局というのはどういうところだろうと、関心があまりないところがございます。そういった意味でいうと、公告期間を長くしたり、そういった意味での広報といったものを、まずやることが大事ではないかなと考えております。

おっしゃるとおり、説明会の参加についても、多分、航空局のこういった業務に、もともと業務量がそんなに多くもなく、関心のある者が少なかったんじゃないかというところには反省をしておりますので、そうした広報にもう少し取り組むべきかなというところは思っております。

○石堂主査 要するに、A等級に限定して、180社あるといっても、そこから何社かにせよ、来てくれないことには、ともかく状況を打破できないわけですから。

もう一つは、港湾空港総合技術センターが一般財団法人ということになれば、ここがそっぽを向いたら、仕事が成り立たなくなるわけですね。ですから、ここはもう絶対来るんだという確信は持っておられるのかもしれないけれども、それは必ずしも思いどおりにいくかわからないということも考えると、やはり参加してくれる企業数を確保しないと、物事は進まない。競争性ももちろんですけども、非常に不安定な状況になると思います。

とりあえず、国交省のお考えとして、広報を充実して、こういう仕事があるんだということをやっていくことが、手始めとしていいかもしれませんけれども、それで、いい結果が得られないときは、どうするんだろうということを、やはり常に考えていただく必要のある案件だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかいかがですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何か確認すべきことはありますか。

○事務局 ございませぬ。

○石堂主査 ほんとうに業者が来てくれるか、いろいろ心配なところもございませうけれども、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を、後日、

入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思いますので、国土交通省におかれましても、そのようにご承知おきいただきたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省（空港安全・保安対策課）、傍聴者退室)

— 了 —